

(仮称)第三次滋賀県環境総合計画

(検討資料)

平成20年 9月

【目次】

はじめに	1
第1章 滋賀の環境の現状と課題	3
第2章 長期的目標	22
第3章 持続可能な滋賀社会の実現に向けた環境施策の基本方向	27
第4章 重点的プロジェクト(添付していません)	
第5章 計画の円滑な推進	37
別冊 環境配慮指針(添付していません)	

はじめに

1. 計画改定の背景

平成8年に定めた「滋賀県環境基本条例」に基づき、県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地球環境保全の地域版行動計画である「アジェンダ21 滋賀」（平成6年4月策定）も踏まえつつ、平成9年9月に「滋賀県環境総合計画」を策定しました。

この計画では、長期的目標として、21世紀半ばにおける「目指すべき湖国の環境像」を定め、環境保全に関する取組を総合的かつ計画的に推進しました。

その後、国では「循環型社会形成推進基本法」（平成12年度）が制定され、また県でも、「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）」（平成12年3月）が策定されたことや滋賀の環境を取り巻く状況の変化などを踏まえ、平成16年3月に同計画を改定し、「新滋賀県環境総合計画」を策定しました。

「新滋賀県環境総合計画」では、前計画の「目指すべき湖国の環境像」を引き継ぎつつ、「持続可能な発展をする社会を構築する」ことを長期的な目標とし、暮らしや事業活動の中で、だれもが自然に環境改善に取り組むことができる社会、すなわち「環境を内部化した社会を目指す」ことを基本的考え方として施策の展開を行ってきました。

「新滋賀県環境総合計画」の期間中、県が実施した施策のほか、県民・事業者などの取組の結果、琵琶湖へ流入する汚濁負荷量は着実に削減され、また資源化されない産業廃棄物量が大幅に削減されるなど、暮らしや事業活動からの環境負荷の削減が進展したほか、県民の買い物袋持参率や事業所のISO14001認証取得率も上昇するなど、県民や事業者の環境配慮行動の実践も一定程度は進んだものと考えられます。

しかし、平成19年(2007年)に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書によると、世界の気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、20世紀半ば以降の世界の平均気温の上昇は、その大部分が人間活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いことが公表され、地球温暖化の進行はますます深刻化していると考えられ、資源の枯渇や生物多様性の確保などの問題も含め、地球規模での環境への危機感が高まっています。

また、県をとりまく環境についても、琵琶湖における底層部の低酸素化問題、水草の大量繁茂、外来動植物侵入の問題、カワウ、サル、シカ等の有害鳥獣による農林水産業等への被害、光化学スモッグ注意報の発令頻度の増加傾向、産業廃棄物処分場問題、土壌地下水汚染対策、アスベスト対策等の課題が、より表面化、顕在化してきています。

こうした中、県では、地球温暖化などの地球規模での環境変化や、琵琶湖流域での環境変化に対応し、滋賀県が持続的に発展していくために、平成20年3月に「持続可能な滋賀社会ビジョン」を策定し、2030年の目指すべき社会像と、その実現に向けての目標や対策・施策の基本方向などを示し、県民、事業者、行政等、各主体間での共有を図りました。

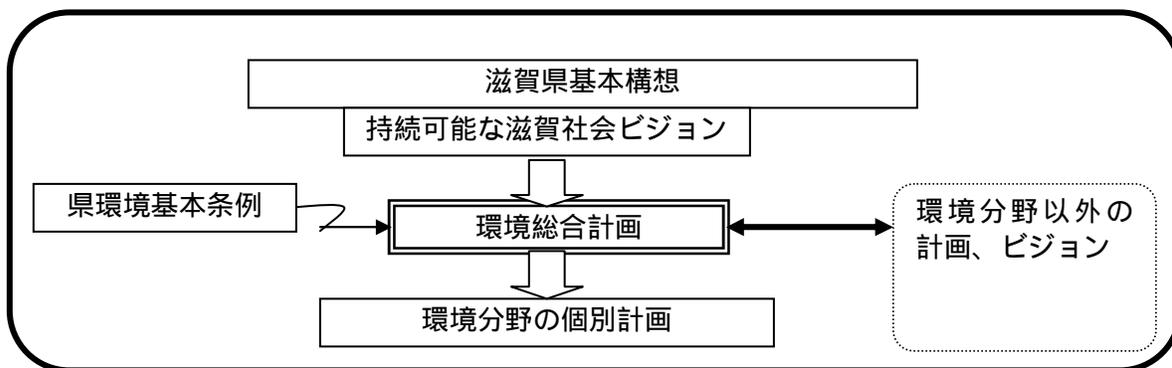
今回、「新滋賀県環境総合計画」を改定するにあたり、最近の環境や社会の情勢変化を踏まえるとともに、ビジョンで示された2030年の滋賀の姿や施策の展開方向を反映することにより、持続可能な滋賀社会の実現に向けた具体的な施策の実施につなげていきます。

2. 計画の性格と役割

この計画は、滋賀県環境基本条例第 12 条に基づき策定する県の環境行政の基本計画であり、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向などの重要事項を定めるものです。

同条例第 13 条において、県は施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めることとされており、この計画は、環境優先の理念の下で施策を実施するに当たっての指針となるものです。

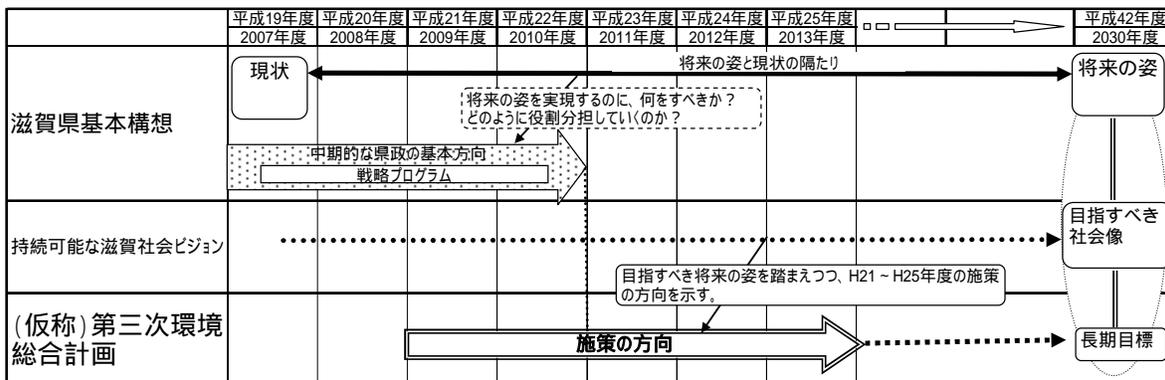
この計画において対象とする環境は、自然環境、生活環境、文化的環境(歴史的環境および風景)および地球環境とします。



3. 計画期間

この計画の計画期間は、平成 21 年度 (2009 年) から平成 25 年度 (2013 年) までの 5 年間とします。

この計画では、県基本構想、持続可能な滋賀社会ビジョンで示されている、2030 年頃の目指すべき滋賀の将来の姿を踏まえつつ、2013 年までの施策の基本方向を示すこととし、県基本構想の戦略プロジェクトと十分に整合を図るものとします。



第1章 滋賀の環境の現状と課題

1 社会的背景

(1) 人口減少・高齢化の進行

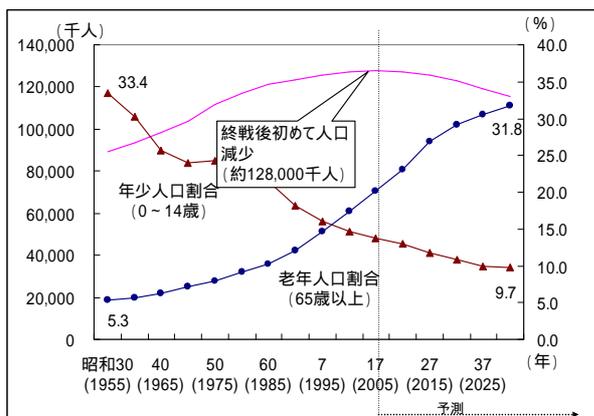
我が国の人口は平成 17(2005)年に減少局面を迎え、平成 27(2015)年には、1億 2,543 万人、平成 42(2030)年には1億 1522 万人と減少を続け、平成 58(2046)年には1億人を割り込む推計となっています。老年人口割合は上昇を続け、平成 42(2030)年には3人に1人が65歳以上となることが見込まれています。

本県の人口は湖南地域を中心に人口流入により今後も当面増加を続けますが、平成 27(2015)年には、総人口約 140.6 万人をピークに、減少に転じると予測されています。老年人口割合については、我が国全体の中では比較的上昇幅は小さいものの、平成 27(2015)年には約 4 人に 1 人が 65 歳以上となるなど、高齢化の進行が予測されています。

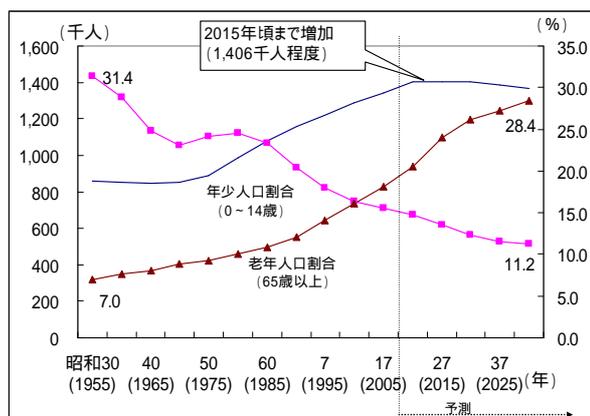
本県の世帯数は人口が減少に転じる平成 27(2015)年以降も増加を続け、平成 37(2025)年には、約 55 万世帯となることが予測されています。また今後、単独世帯が最も多い類型となることが予測され、平成 37(2025)年には約 16 万世帯と、全体の約 3 割を占めることが見込まれています。

また、高齢世帯(世帯主が65歳以上の世帯)についても、平成 37(2025)年には約 17 万世帯となり、全体の約 3 割を占めるなど、単独世帯、高齢世帯の増加が見込まれています。

【全国の人口の推移と将来推計】

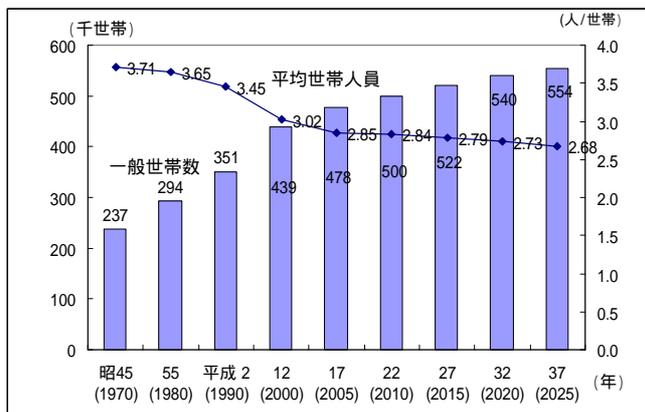


【本県の人口の推移と将来推計】



資料：総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計」(平成 18(2006)年 12 月推計)、「都道府県の将来推計人口」(平成 19(2007)年 5 月推計)

【本県の世帯数および平均世帯人員の推移と将来推計】



資料：総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(平成 17(2005)月推計)

中長期的に見て、我が国の人口減少は、労働力人口の減少等を要因とする経済成長の鈍化、財政等の悪化による環境保全のための支出減少など環境にマイナスの影響を与える面も懸念されることから、生産性や効率性を高めるための環境や制度の整備が必要です。

高齢化や世帯数の増加に伴い、エネルギー消費量の増加等が危惧される一方で、ゆとりある生活空間や時間が得られることで、持続可能なライフスタイルへの転換が進む可能性があります。

(2) 産業・経済情勢

本県の県内総生産は、平成 17 年度で 5 兆 9,248 億円（名目）と、国内総生産の約 1%ですが、地理的特性等から本県は日本有数の内陸工業県となっており、県内総生産に占める第 2 次産業の割合は年々減少しているものの、平成 17 年度で 47.1%と全国平均の 26.5%を大きく上回り、全国 1 位となっています。

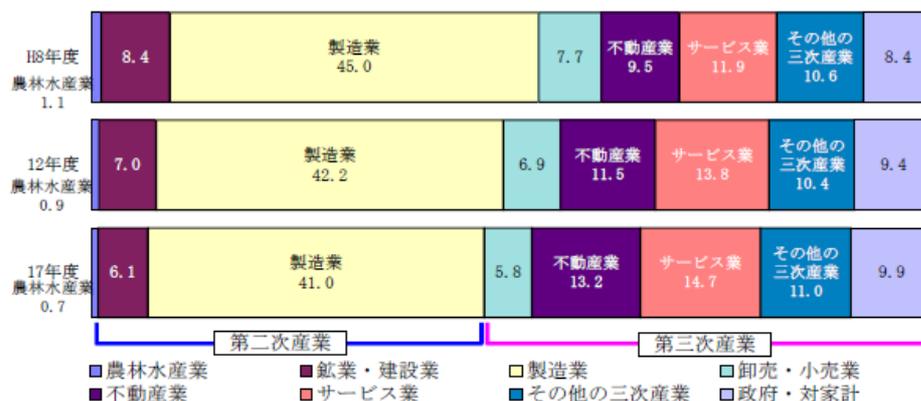
本県の県内総生産に占める第 3 次産業の割合は、平成 17 年度で 54.6%と全国平均の 76.3%を大きく下回っていますが、サービス業の拡大により、その割合は増加し、今後も拡大が予想されます。その一方で、第 1 次産業は、高度経済成長を通じた製造業の拡大や、1990 年代以降のサービス業の拡大の影響でその割合を大きく減少させ、平成 17 年度には 0.7%となっています。

企業の海外への進出件数の推移を見ると、全国的には横ばい状態で推移していますが、県内企業では平成 10(1998)年以降増加しており、経済のグローバル化が進展しています。

原油価格の高騰が全国の中小企業の収益に与える影響について見ると、原油・石油製品の価格上昇によって収益に影響があったとした企業は平成 17(2005)年の 70.3%から平成 19(2007)年には 89.7%と大きく増加しており、県内中小企業への影響も大きいものと考えられます。

地球温暖化問題の深刻化等により、企業への環境制約が今後益々高まることが見込まれる一方で、世界の環境ビジネス市場は、平成 18(2006)年に約 6,920 億ドルの規模となっており、平成 8(1996)年からの 10 年間で約 1.4 倍に成長したとされています。今後も環境に関わる市場・雇用の規模が拡大することが見込まれる中、環境制約により自社の競争力が高まると考えている日本企業は、4 割に達しています。

図 2 経済活動別県内総生産



資料：滋賀県「平成 17 年度滋賀県民経済計算年報」（平成 19(2007)年 12 月）

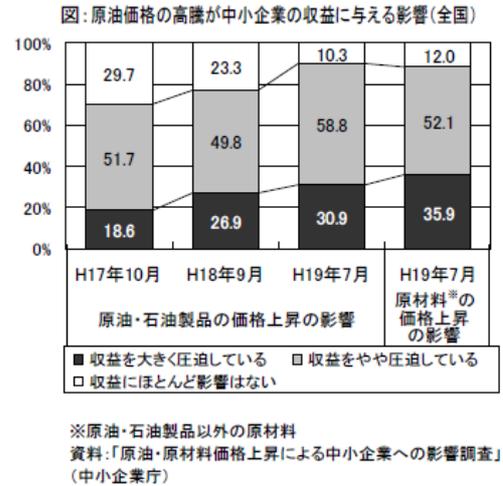
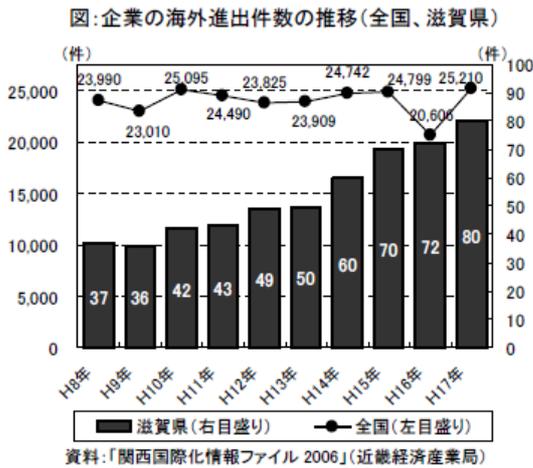
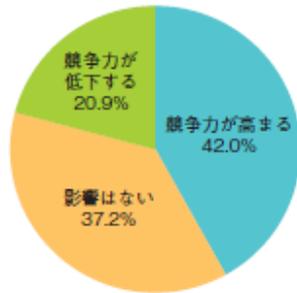


図 143-9 厳しい環境制約が自社の国際競争力に与える影響



備考：海外企業を主要な競争相手とする企業を対象に集計
資料：経産省調査(07年12月)

第2次産業を中心とする本県の産業活動は、今後省資源・省エネルギーの徹底など環境制約への対応が一層求められてきます。

自動車の排出ガス規制への対応が、世界市場での日本製自動車の躍進の一因となったように、環境市場が拡大する中、技術開発等に対する投資を通じ、今後環境市場において我が国が優位性を発揮できる可能性があります。

アジアを中心とする経済成長に伴い、資源・エネルギーの需要の増加が見込まれることから、今後これらの枯渇を招き、原油価格のさらなる上昇等が懸念されます。

(3) 地球的規模の環境問題の深刻化

平成19(2007)年に発表されたIPCCの第4次評価報告書は、地球温暖化は、人間活動に起因する温室効果ガスの増加が原因であるとほぼ断定しました。また、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会では、年平均気温は約4.0(2.4~6.4)上昇し、海面上昇、水資源の枯渇、食糧危機など様々な影響が予測されると報告しています。

今後の二酸化炭素排出量については、中国・インドなどアジア諸国を中心とした急速な経済成長等に伴い、世界全体の資源・エネルギー需要が、今後増加することが見込まれることから、平成42(2030)年の排出量は、平成17(2005)年比で約50%増加すると見込まれています。

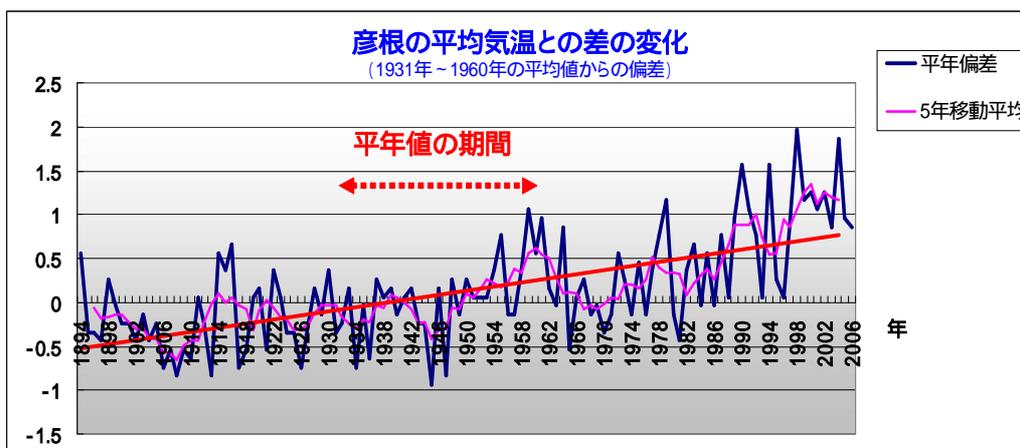
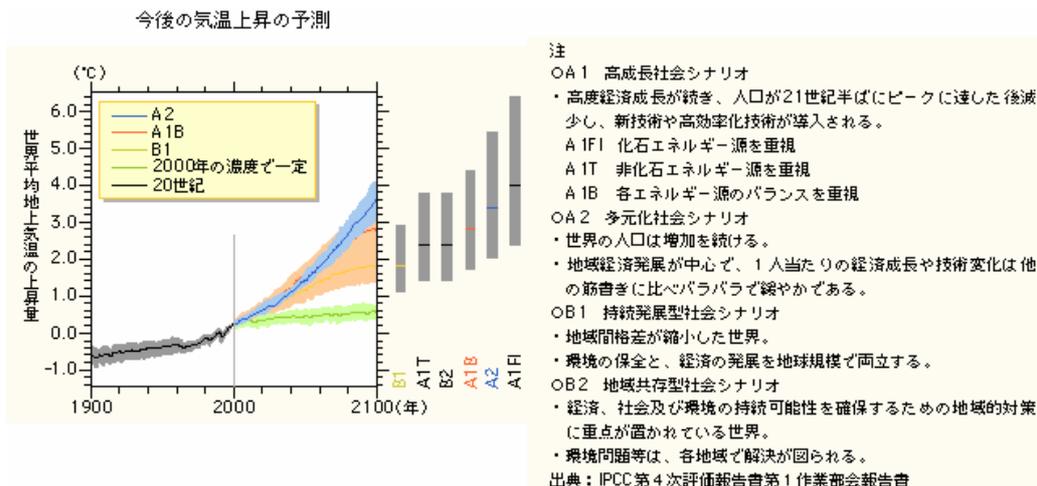
本県においても、二酸化炭素排出削減の追加的対策がとられない場合、平成42(2030)年には平成2(1990)年比で約1割の排出量の増加が見込まれます。

現在、66億人の世界の人口は、平成22(2010)年には72億人になることが予想されます。このうち開発途上国の人口は79億人まで増加すると予測されており、食料需給はひっ迫する可能性が指摘されています。特に我が国の食料自給率は平成18年度で39%、本県でも51%であり、その影響が大きいものと考えられます。

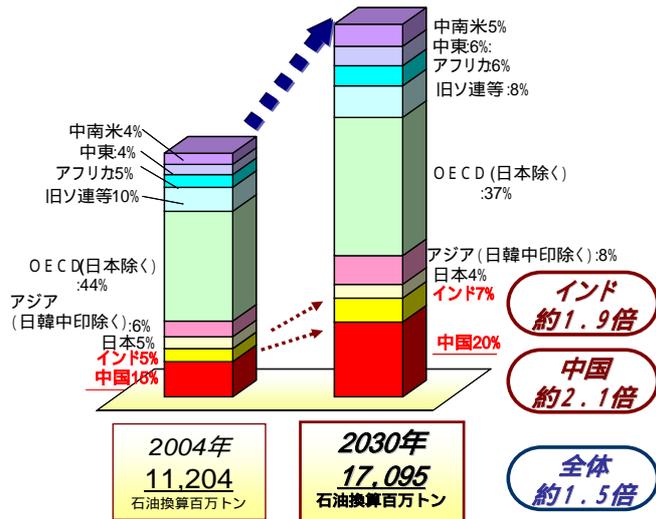
アジアを中心とする経済成長と人口増加を背景に、世界的に廃棄物の発生量が増大しており、平成27(2015)年には、平成17(2005)年の2.2倍になると予測されています。また、中国などの旺盛な資源需要を反映して、再生資源等の国際移動が活発化しており、我が国のプラスチックくずの輸出量は平成10(1998)年から平成16(2004)年の間に6倍以上に増加しています。

我が国は、変化に富んだ地形や気候等を反映し、数多くの固有種をはじめ多くの希少種が息・生育する豊かな生物多様性を有していましたが、地域開発等を背景に生態系の破壊・分断・劣化が危惧されています。また、外来種の進入や地球温暖化などの人為的環境変動により生態系への影響が懸念されています。

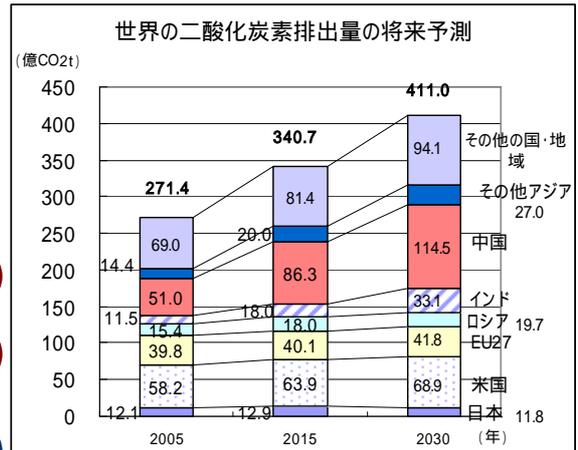
近年、日本国内での光化学スモッグ注意報の発令や黄砂の発生頻度が高まっており、経済成長が著しい東アジア地域での環境変化により、大気汚染物質が国境を超えて我が国へ影響を与えている可能性も指摘されています。



【世界のエネルギー需要の見通し】



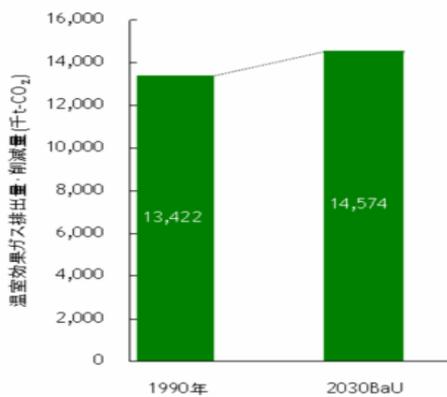
資料：IEA World Energy Outlook 2006より経済産業省等作成



備考：中国には香港を含む。その他のアジアはIEA「World Energy Outlook 2007」における「Developing Asia」から中国とインドを差し引いて算出しており、ASEANを中心としたアジア地域各国の合計値。

資料：IEA「World Energy Outlook 2007」

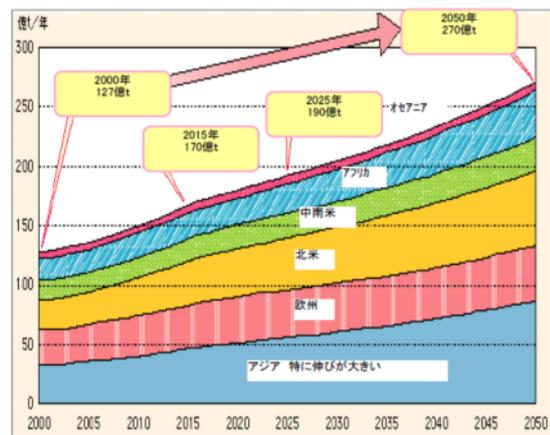
【滋賀県の温室効果ガス排出量】



注) BaU とは「Business as Usual (現状維持)」の略で、温室効果ガス排出量削減のための追加対策がとられない場合を示している

資料：滋賀県持続可能社会研究会「持続可能社会の実現に向けた滋賀シナリオ」(平成 19(2007)年3月) 滋賀県「滋賀県地球温暖化対策推進計画」より作成

【世界の廃棄物排出量の将来予測】



資料：岡山大学田中教授論文

太陽光、風力やバイオマスなど、化石燃料に頼らないエネルギーの普及を図っていく必要があります。

地球温暖化など人間活動に伴う生態系の破壊、農林業就業人口の減少、高齢化や生活様式の変化に伴う里地里山の劣化、外来生物等による生態系の攪乱に対し、一体的な取組を進めていく必要があります。

アジア地域の経済成長による廃棄物や大気環境問題等、我が国への影響の可能性が懸念されることから、国際環境協力の必要性があります。

世界の食料需給が中長期的にひっ迫する可能性があるなかで、食料の6割を海外に依存する我が国では、今後食育や地産地消などの取組を積極的に進めていく必要があります。

(4) 環境意識

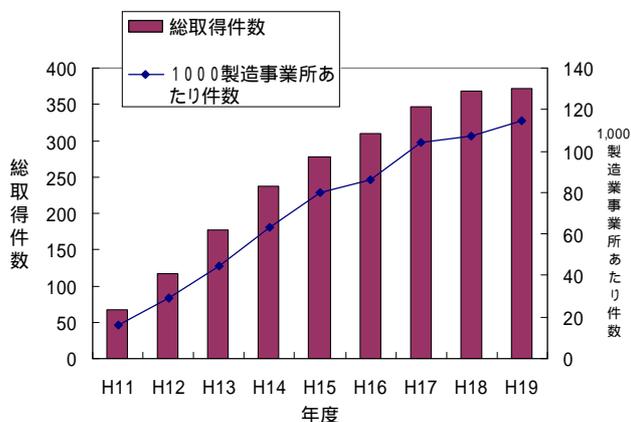
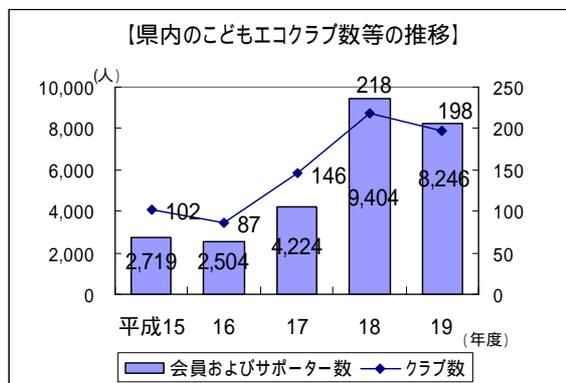
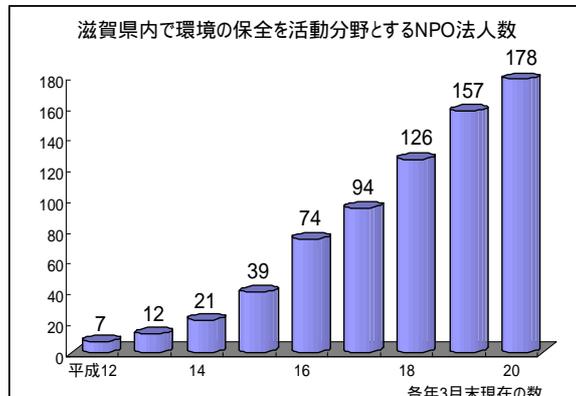
本県では昭和 52(1977)年 5 月、琵琶湖に大量の赤潮が発生したことを契機に、県民が主体となり、赤潮発生の原因の一つであるリンを含む合成洗剤の使用をやめ、粉せっけんを使おうという運動、いわゆる「せっけん運動」が展開され、「富栄養化防止条例」制定のきっかけとなりました。せっけん運動以降、県内ではNPOや企業等における環境保全への多様な活動が展開されており、特徴ある取組として、河川流域ごとに環境団体、企業、行政、個人等が地域環境や生活の改善を目指す活動などが展開されています。

NPO法人のうち、環境の保全を定款上の活動の種類として掲げるNPO法人数は年々増加し、平成 20 年 3 月末現在で 178、県内 NPO 法人全体の 45.5%を占め、その割合は全国 1 位となっています。

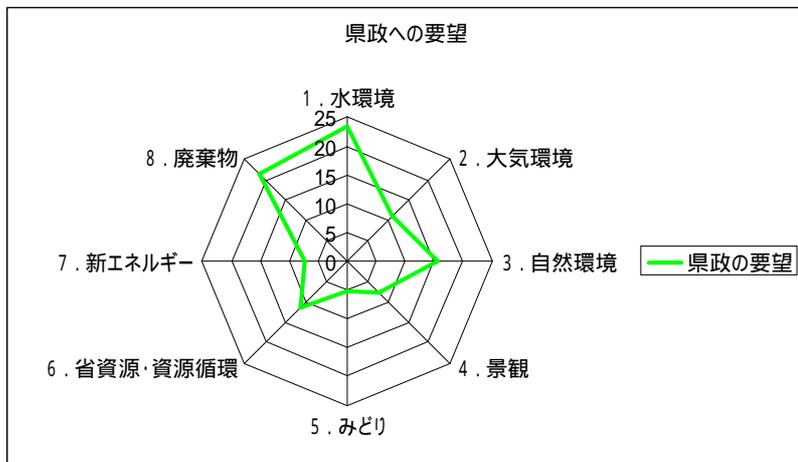
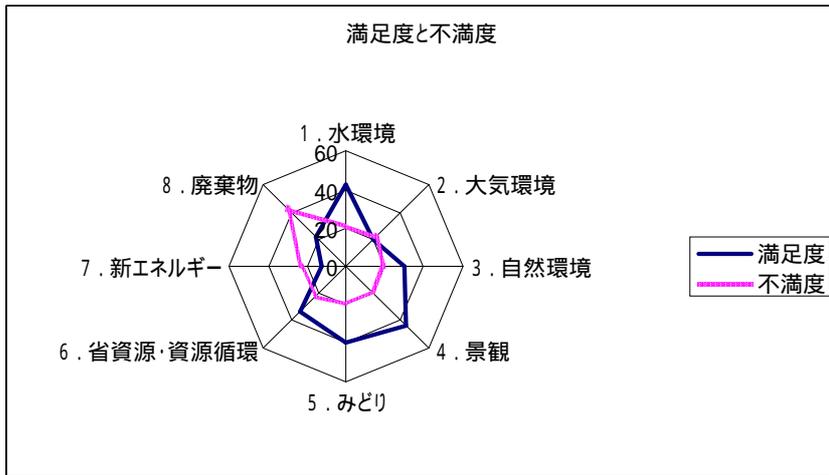
本県における子どもエコクラブの会員数およびサポーター数は、平成 19 年度には平成 15 年度の約 3 倍になり、人口あたりのクラブ数も全国 2 位となるなど、主体的な環境学習が展開されています。

本県では、琵琶湖の水質保全のために、全国的にも厳しい排水規制をおこなっていますが、そのような中で、県内事業所の排水基準遵守率は平成 19 年度末で 95%と高水準となっています。また、事業所における ISO の認証取得割合も高く、平成 19 年度末現在で 371 件、1,000 製造事業所あたりの取得率は 114.2 件と全国 3 位となっています。

本県の環境分野に関する県の施策に対する満足度について、水環境、景観やみどり分野についての満足度が高くなっています。一方、不満足度については、廃棄物分野が最も高く、県政への要望も水環境分野への要望と併せて高くなっています。



資料：財団法人日本適合性認定協会「都道府県別ISO14001審査登録状況」、経済産業省「工業統計表」より作成



資料：滋賀県「県政世論調査」(平成 15～19 年度の平均) 単位は%

環境問題に関する関心の高さを背景に、地域や職場で環境活動への取組が進んできていますが、深刻化する地球温暖化問題等の解決に向け、県民一人ひとりの環境活動のさらなる実践が求められます。

琵琶湖の水質や廃棄物等の環境問題は、広域的な取組が必要であることから、琵琶湖・淀川流域の住民等と環境意識を共有し、住民協力の輪を広げていくことが必要です。

2 滋賀の環境の現状

(1) 滋賀の概況

滋賀県は、県土のほぼ中央に約 400 万年の歴史を有し、世界でも屈指の古代湖である日本最大の湖、「琵琶湖」を擁し、伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの山々に囲まれた豊かな自然環境が形成されています。琵琶湖は、多様な生態系を支える源であるとともに、そのほとりに 9 千年以前の縄文時代から人々が生活を営み、現在では、近畿 1,400 万人の生存と経済的発展のための重要な水資源となるなど、私たちに様々な恩恵を与える、命をはぐくむ母なる湖「マザーレイク」として、県民の心のよりどころともなっています。

また、本県は古くから多くの歴史街道を有し、人や物、情報の交流の要衝として栄え、旧街道に連なる家並み、近江商人の屋敷群、古社寺や庭園など歴史的風景や文化財を数多く有しています。このため、琵琶湖を中心として水と緑が織りなす自然と、人々の長い間のいとなみに培われた、ひろがりつつながりのある特色ある景観が形成されています。

県土 4,017 km²の利用形態を見ると、平成 17(2005)年現在で、森林が 2,049km²(51.0%)、水面・河川・水路が 793 km²(19.7%)、農用地が 547 km²(13.6%)等となっています。今後は平成 27(2015)年まで人口の伸びが予測されるものの、人口増加は鈍化することから、宅地、道路等への土地利用の転換は縮小することが見込まれます。また、森林については琵琶湖の水源かん養、温室効果ガス吸収源対策、自然環境・景観の保全などに配慮した県土利用が予測されることから、減少幅は小さくなるものと見込まれます。



注) 平成22(2010)年は目標値。

資料：滋賀県県民生活課、滋賀県国土利用計画（第3次）

(2) 地球温暖化

平成 18 年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、13 億 4,000 万トン（二酸化炭素換算）となっており、京都議定書の規定による基準年(1990 年)の総排出量（12 億 6,100 万トン）を 6.2%（7,900 万トン）上回っています。

各部門別に見ると、基準年と比較して平成 18 年度は「業務その他部門」で 39.5%（6,490 万 t-CO₂）、「家庭部門」で 30.0%（3,830 万 t-CO₂）増加しています。

本県における温室効果ガスの総排出量は平成 14(2002)年で、1,309 万トンであり、基準年に対する増減割合は+0.4%となっています。また、部門別割合は、産業部門が 45.3%と最も多く、次いで、運輸部門 28.1%、家庭部門 12.1%、業務その他部門 10.1%となっています。

【我が国の温室効果ガス排出量】

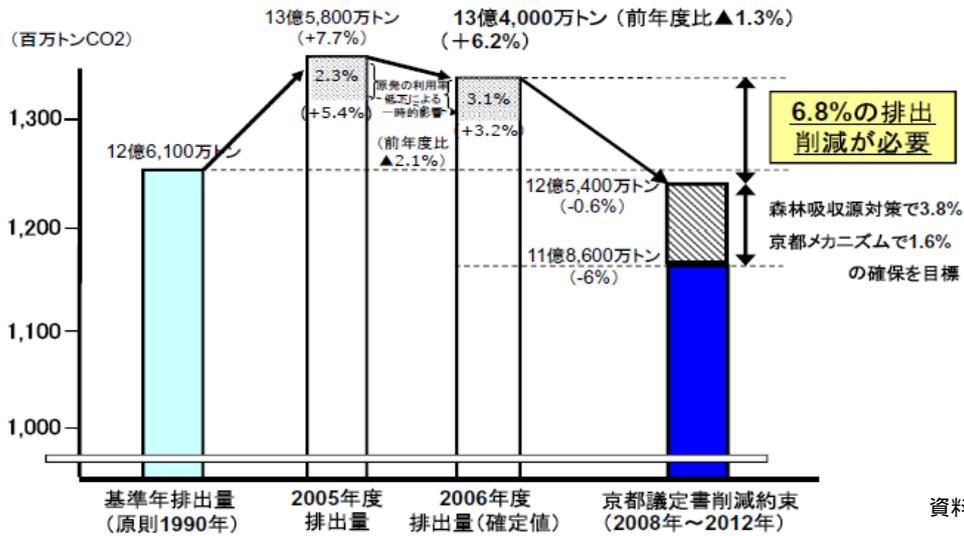


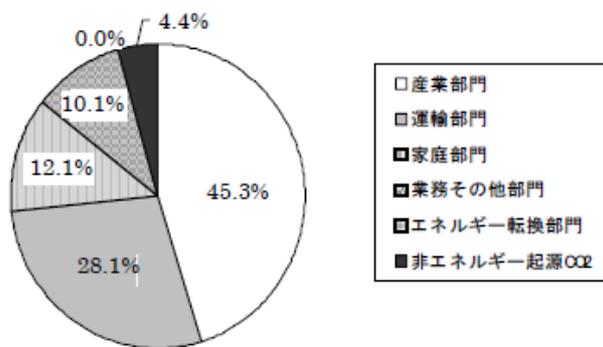
表 3 二酸化炭素 (CO₂) の排出量

	京都議定書の基準年 (シェア)	2005年度 (基準年比)	2005年度からの増減	2006年度 (基準年比)
合計	1,144 [100%]	1,291 (+12.8%)	→ -1.3% →	1,274 (+11.3%)
小計	1,059 [92.6%]	1,203 (+13.6%)	→ -1.4% →	1,186 (+12.0%)
エネルギー起源				
産業部門 (工場等)	482 [42.1%]	455 (-5.7%)	→ +1.1% →	460 (-4.6%)
運輸部門 (自動車・船舶等)	217 [19.0%]	257 (+18.1%)	→ -1.2% →	254 (+16.7%)
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	164 [14.4%]	238 (+44.8%)	→ -3.7% →	229 (+39.5%)
家庭部門	127 [11.1%]	174 (+36.7%)	→ -4.9% →	166 (+30.0%)
エネルギー転換部門 (発電所・石油精製所等)	67.9 [5.9%]	79.3 (+16.9%)	→ -2.6% →	77.3 (+13.9%)
非エネルギー起源				
小計	85.1 [7.4%]	87.5 (+2.9%)	→ +0.3% →	87.7 (+3.1%)
工業プロセス	62.3 [5.4%]	53.9 (-13.5%)	→ -0.0% →	53.9 (-13.5%)
廃棄物 (焼却等)	22.7 [2.0%]	33.5 (+47.8%)	→ +0.8% →	33.8 (+48.9%)
燃料からの漏出	0.04 [0.0%]	0.04 (+2.7%)	→ -4.5% →	0.04 (-2.0%)

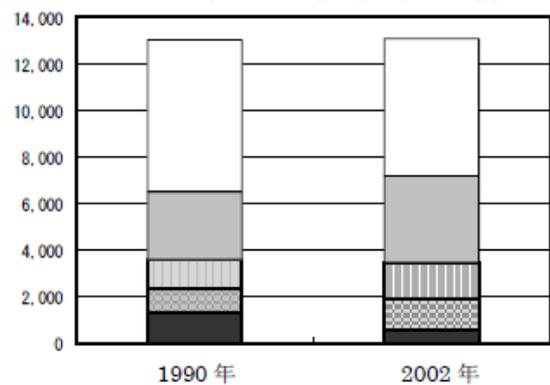
(単位:百万t-CO₂)

資料：環境省

滋賀県における二酸化炭素排出量の内訳 (2002年)



滋賀県における二酸化炭素排出量の推移 (千t-CO₂)



資料：滋賀県「滋賀県地球温暖化対策推進計画」(平成18(2006)年12月)

産業部門の動向

本県における平成14(2002)年の産業部門からの排出量は5,926千トンであり、基準年と比較して、温室効果ガスの大量排出工場の縮小や、当時、景気にまだ厳しさが感じられる社会情勢であ

ったことから、638千トン、10.0%の減少となっています。

業務その他部門の動向

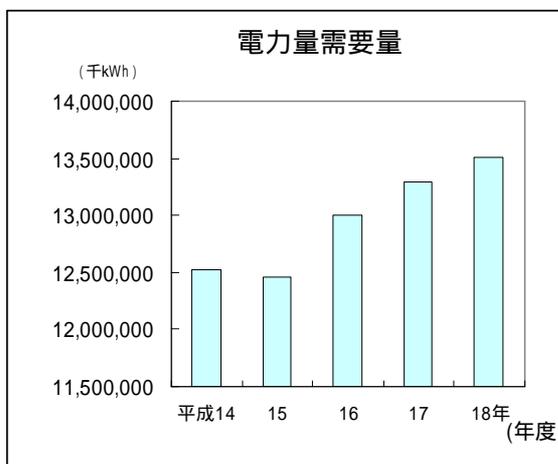
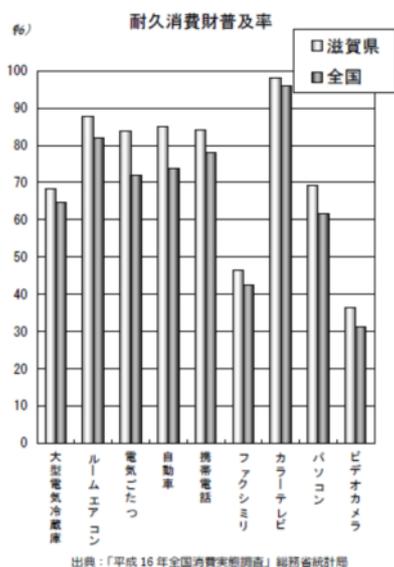
本県における平成14(2002)年の業務部門からの排出量は1,318千トンであり、基準年と比較して、延べ床面積の増加や、オフィスのOA機器の進展等により235千トン、21.7%の増加となっています。

今後、沿道型・郊外型の商業施設立地など第3次産業の伸びを背景として、排出量削減の追加的対策がとられない場合、さらなる排出量の増加が見込まれます。

家庭部門の動向

本県における平成14(2002)年の家庭部門からの排出量は1,587千トンであり、基準年と比較して家庭用機器の多様化や、人口等の増加等の影響で328千トン、26.0%の増加となっています。

今後も、本県では人口および単身世帯の増加が見込まれることや家電製品をはじめとした耐久消費財の普及率の高さが、排出量に影響を及ぼすと考えられます。

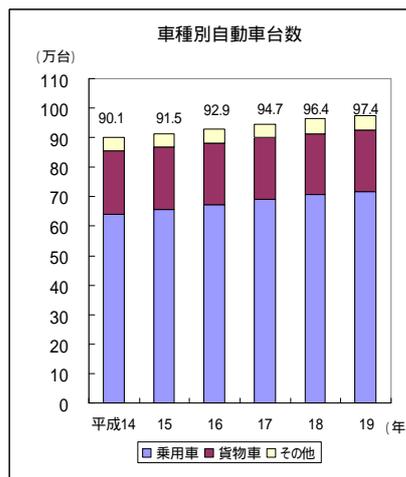


資料：関西電力(株) (平成18年度)

運輸部門の動向

本県における平成14(2002)年の運輸部門からの排出量は3,683千トンであり、基準年と比較して自動車保有台数の増加の影響により786千トン、27.1%の増加となっています。

資料：近畿運輸局滋賀運輸支局(各年3月末現在)



温室効果ガスの排出量が増加している「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」については、ライフスタイルや経済活動との関わりが大きいことから、省資源・省エネルギー行動の徹底など県民全体の理解と取組が必要です。

「持続可能な滋賀社会ビジョン」に掲げた平成42(2030)年に基準年比で温室効果ガスを半減するという目標に向け、社会経済のあらゆる仕組みを温室効果ガスの排出の少ないものとしていくことが必要です。

(3) 自然環境

本県には、60種以上の固有種をはじめ、1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。

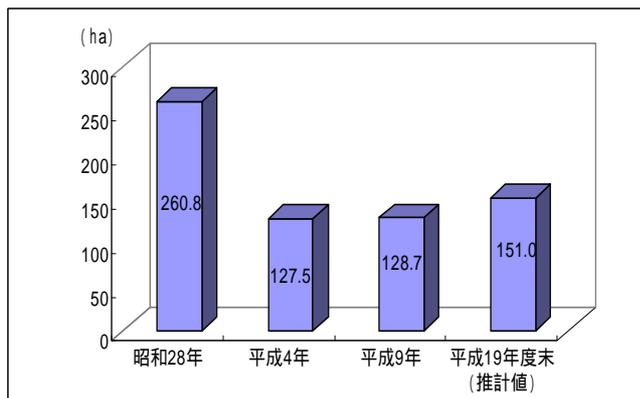
魚類、鳥類など様々な生物の生息場所としても重要な琵琶湖周辺のヨシ群落の面積は、昭和28(1953)年には約260haであったものが、平成19年度末には151ha(推計値)と、近年その面積は回復しつつあるものの、大きく減少しています。

湖岸の埋め立てや人工護岸化などによる内湖やヨシ群落といった産卵場所の喪失、水位の人為的操作による産卵・生育環境の急激な変化、外来魚やカワウによる食害などにより、ニゴロブナ、ホンモロコなど固有種を中心とした多くの種で漁獲量が昭和40年代と比較して1/5~1/10に落ち込んでいます。

南湖では最近10年間で水草の繁茂面積が1.8倍になり、南湖の60%以上を覆うほど異常繁茂しており、その湖底では無酸素状態になるなど、砂地の減少とともに湖底環境が悪化しています。

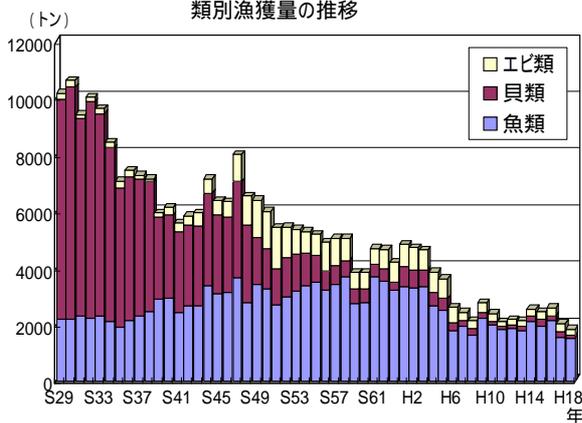
本県の森林面積は、県土の約50%を占め、そのうち民有林の約43%は人工林となっています。また、人工林のうち、間伐などの手入れを必要とする9歳級以下の森林は約7割を占めています。

【琵琶湖周辺のヨシ群落等】



資料：滋賀県水産試験場「昭和28年度総合開発調査琵琶湖水位低下対策(水産生物)調査報告書」、滋賀県環境室「ヨシ群落現存量等把握調査」(平成4年3月)

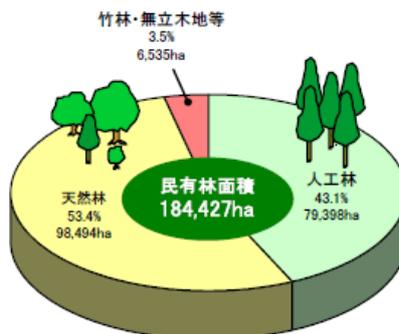
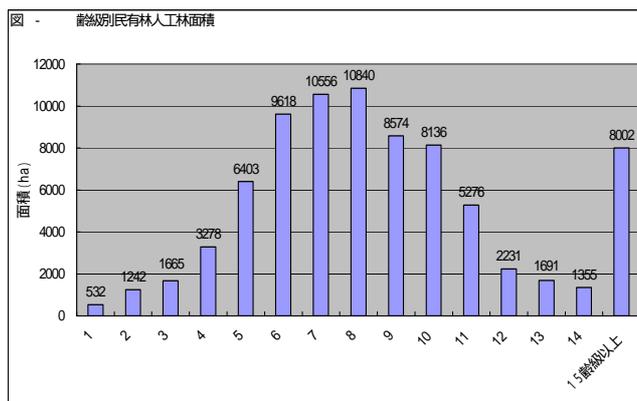
類別漁獲量の推移



【南湖において湖底が水草に覆われている場所】



資料：滋賀県立琵琶湖博物館
魚群探知機による調査結果



資料：滋賀県森林・林業統計要覧(平成18年度)

これまでの開発行為などによって生物の生育・生息域が狭まったこと、農林業就業人口の減少、高齢化や生活様式の変化によって森林をはじめとする自然環境の適切な管理が十分になされなくなったこと、外来動植物や特定の野生生物が繁殖・繁茂し、生態系のバランスの維持が危ぶまれていることから、人と自然の関わりに関する問題や、生物多様性の保全への対応が必要です。

(4) 水・土壌環境

琵琶湖の水質は、近年、北湖・南湖ともに窒素、りんは横ばいもしくは減少傾向にあり、富栄養化は抑制されていると評価されます。しかし、有機汚濁の指標であるCODは、BODとは異なる動きを示し、昭和59(1984)年以降上昇し、ここ数年高止まりの状況にあります。

琵琶湖に流入する汚濁負荷量については、生活排水対策や工場排水規制などのいわゆる点源対策に加え、農地や降雨に伴って道路や市街地などから流出する汚濁負荷(面源負荷)についても対策を実施してきたところ、主に下水道整備など点源負荷の削減により、総量としては着実に減少してきています。

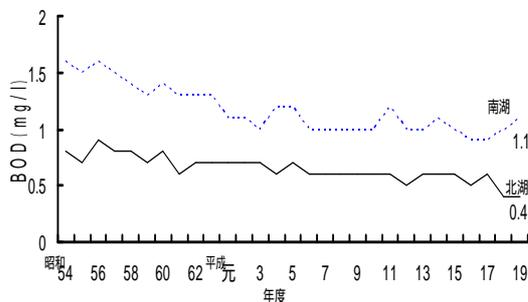
淡水赤潮の発生については、昭和52年に初めて発生が確認されて以降、減少傾向にあります。また、アオコの発生については、昭和58年度以降増加傾向にありましたが、近年は一定抑制されています。

暖冬であった平成18年度の冬に、「琵琶湖の深呼吸」と呼ばれる水の全循環が、例年より大きく遅れ、平成19年度の秋には、この影響と思われる湖底近くの溶存酸素濃度が低めで推移するなどの現象が現れています。

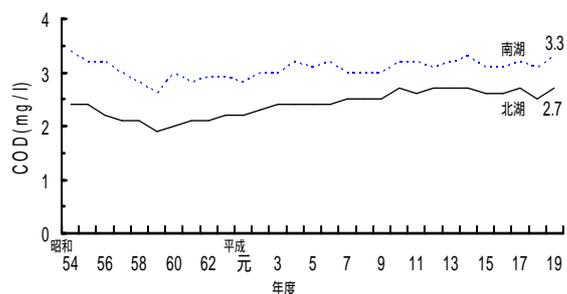
琵琶湖・瀬田川に流入する主要な24河川の水質は近年良好な値で推移し、BODの環境基準達成状況は、平成8年度以降は70%以上を維持しています。

地下水汚染の状況を把握するため、平成元年度から調査を実施し、汚染の確認された地域について平成19年度は49地域で地下水の定期モニタリング調査を実施しました。調査の結果、改善が見られる地域がある一方で、長期にわたり汚染が継続している地域もあります。

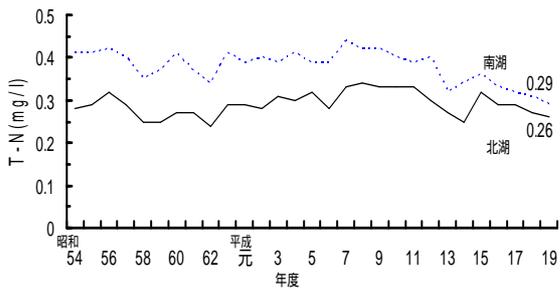
【BODの経年変化】



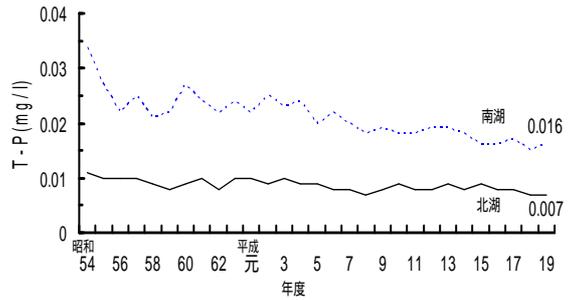
【CODの経年変化】



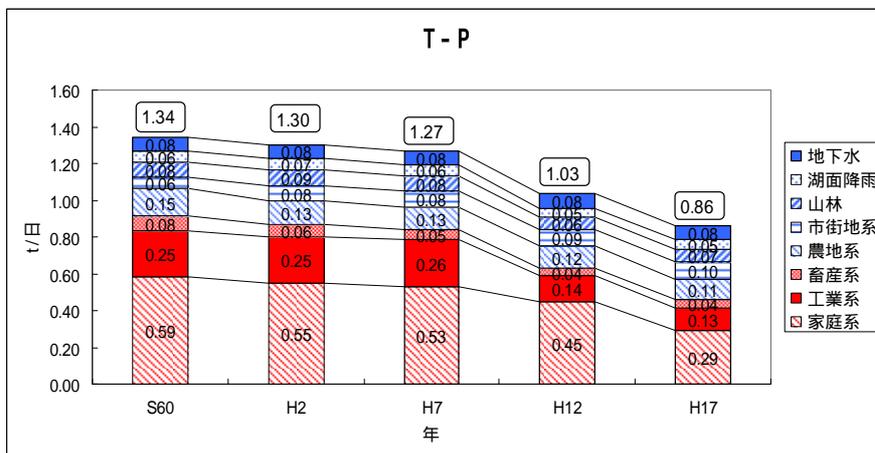
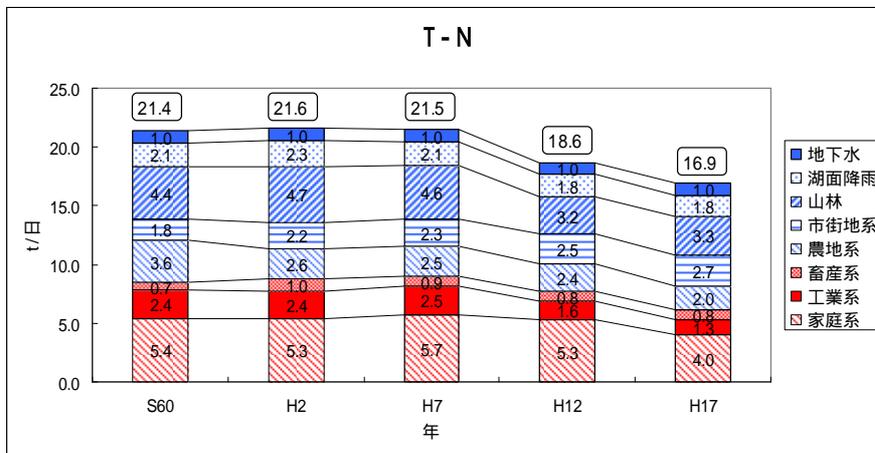
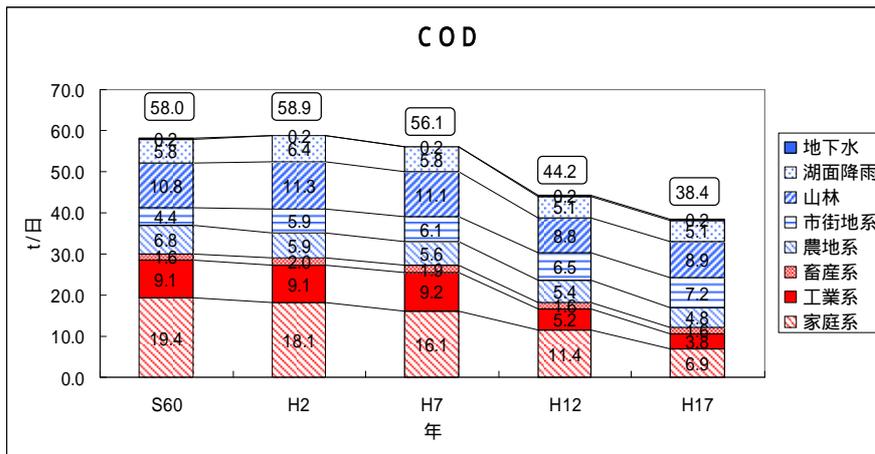
【全窒素の経年変化】



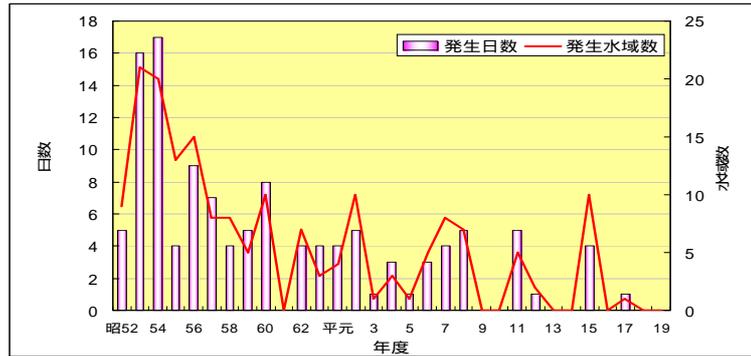
【全りんphの経年変化】



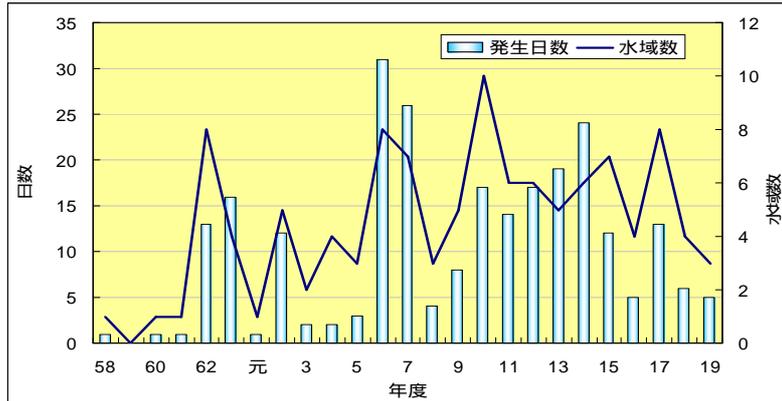
【琵琶湖に流入する汚濁負荷量の経年変化】



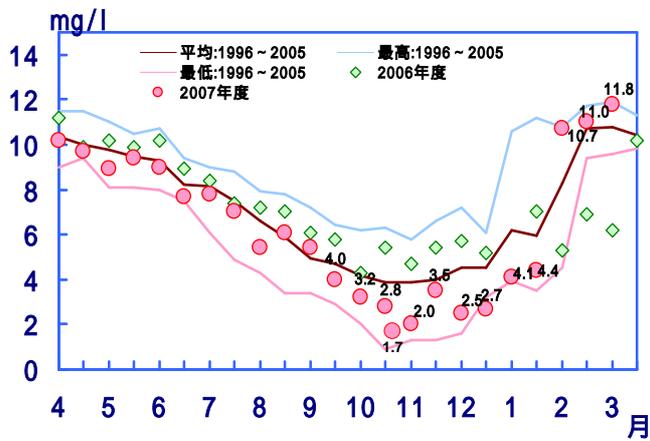
【淡水赤潮の発生日数】



【アオコの発生日数】

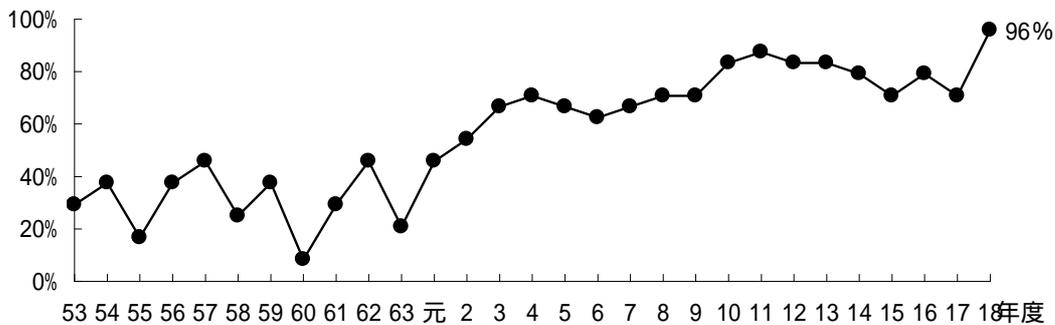


【定期調査での今津沖中央底層（底から1mにおける溶存酸素濃度の変動）】

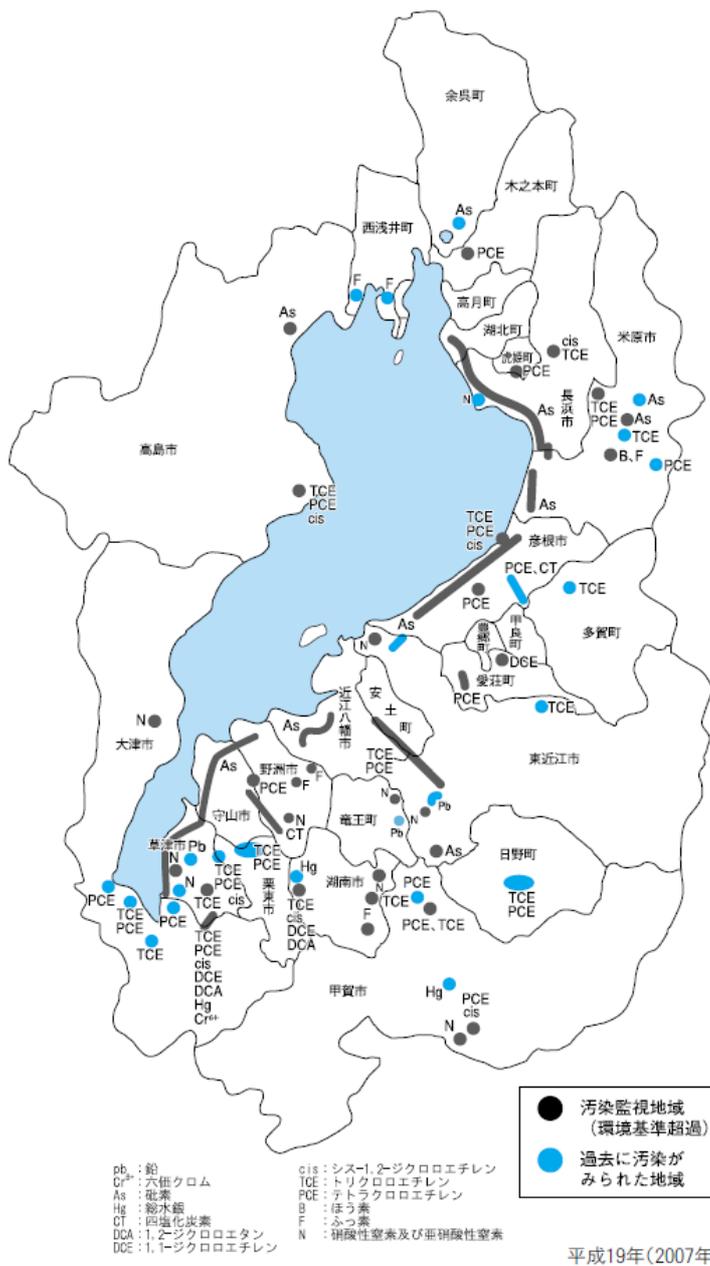


資料：滋賀県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター

【BOD の環境基準達成状況（達成河川率）の経年変化】



【地下水質の状況】



健全な琵琶湖を次世代へ引き継いでいくため、水質汚濁メカニズムを解明し、琵琶湖の総合保全を進めていくことが必要です。

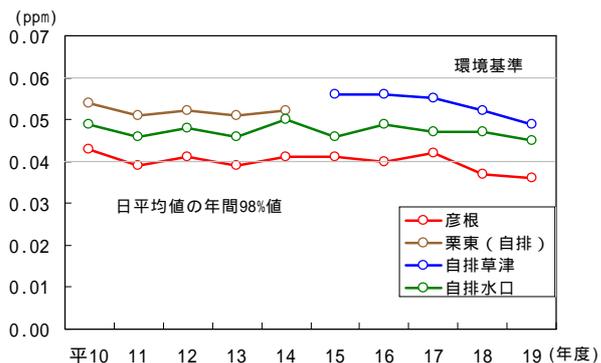
琵琶湖湖底の低酸素化など、地球温暖化の琵琶湖への影響把握が必要です。

(5) 大気・化学物質・その他の快適環境

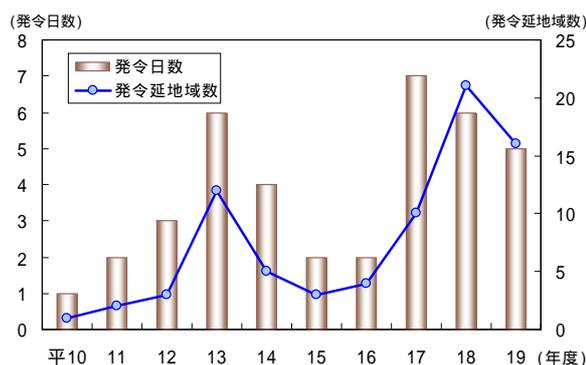
大気

本県の大気汚染の状況を直近5年間で見ると、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質 (SPM) はすべての測定地点で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは、全地点で環境基準を超えており、国際的な大気の流動等による影響も指摘されています。

【二酸化窒素 (NO₂) の経年変化】



【光化学スモッグ注意報発令状況】

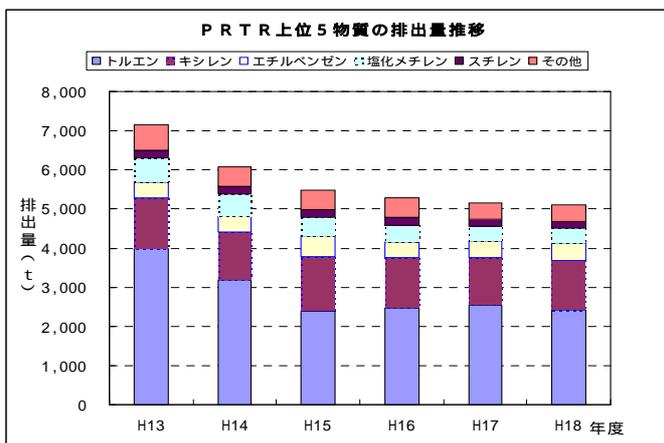


資料：滋賀県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター

化学物質

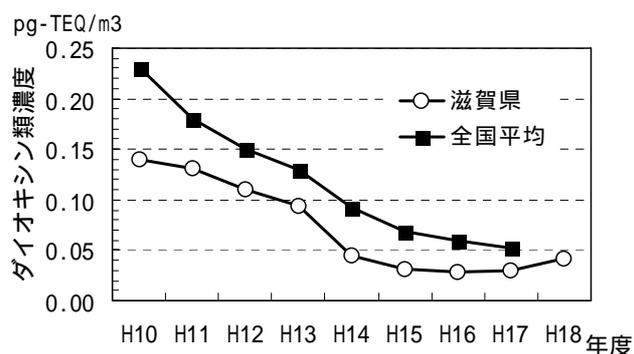
本県における PRTR 制度に基づく化学物質の環境中への排出量は減少傾向にありますが、事業所からの届出排出量は全国の約 2 % と面積や人口規模からすると比較的多い傾向にあります。

大気、水質・底質および土壌のダイオキシン類による汚染状況については、すべての調査地点で環境基準を下回っています。



平成13～14年度と平成15年度以降は届出対象が異なる。

【大気中濃度 (全地点平均) の推移】



平成 10・11 年度はコプラナー PCB の測定を行っていない。

毒性等価係数：平成 10 年度は I-TEF(1988)を平成 11 年度以降は WHO-TEF(1998)を使用。

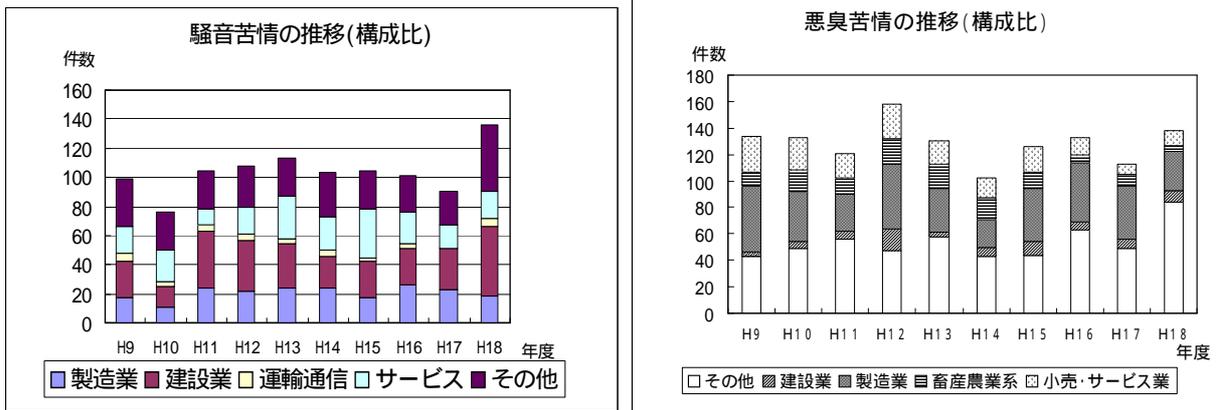
環境基準値 0.6pg-TEQ/m³

資料：滋賀県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター

騒音・振動・悪臭

本県の騒音に関する苦情は、年間 100 件前後で推移していましたが、平成 18 年度は 136 件と増加しています。発生源別に見ると建設作業騒音が 47 件(34.6%)、製造業関係の騒音が 19 件(14.0%)と多くなっています。また自動車騒音については、16 箇所中 8 箇所において要請限度を超える結果となっています。

本県の悪臭に関する苦情は、130件前後で推移しており、平成18年度は138件となっています。

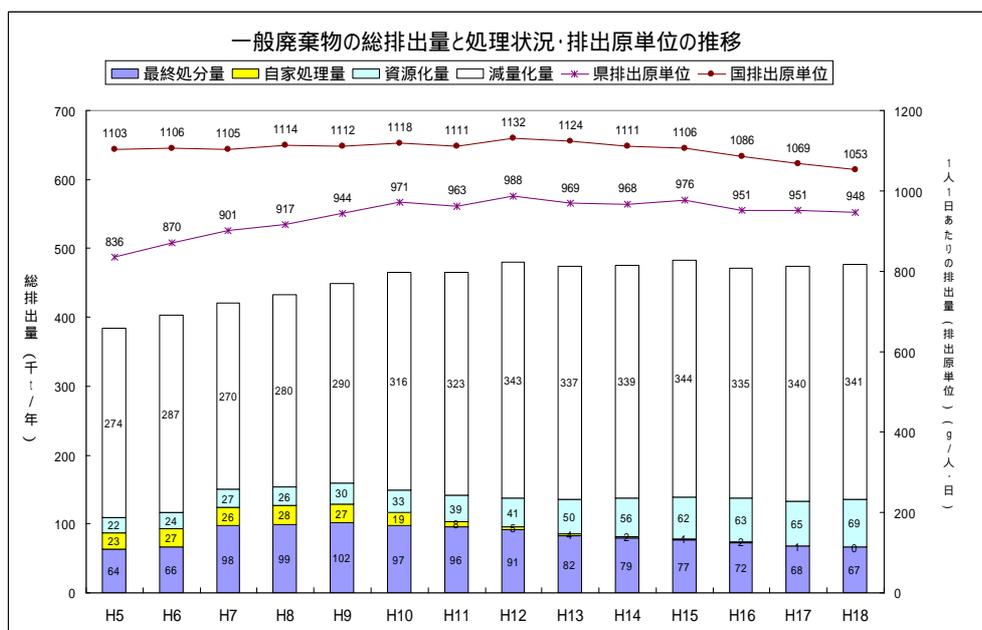


(6) 廃棄物・資源循環

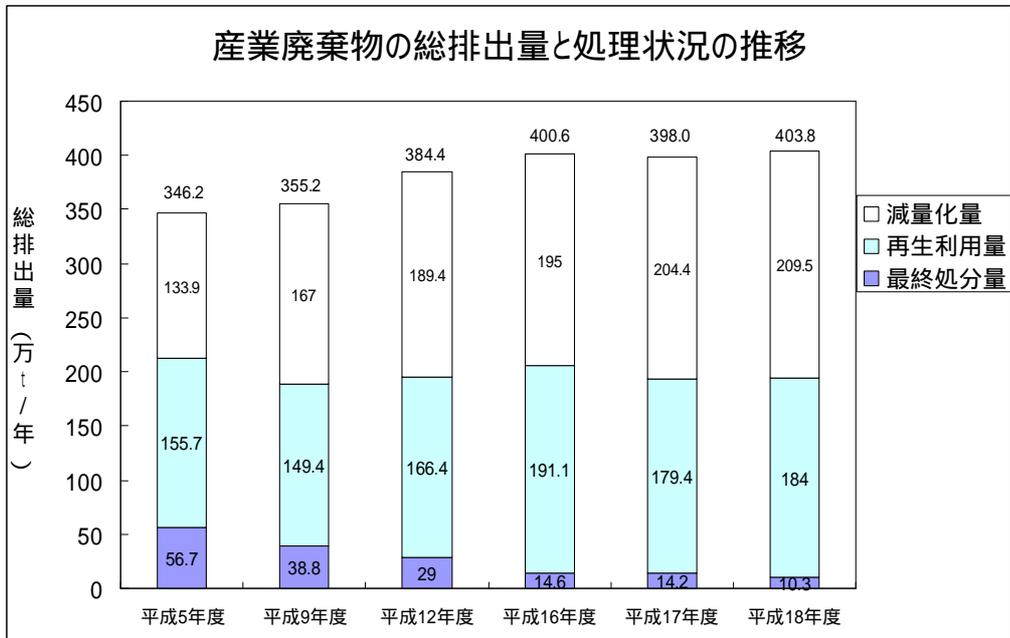
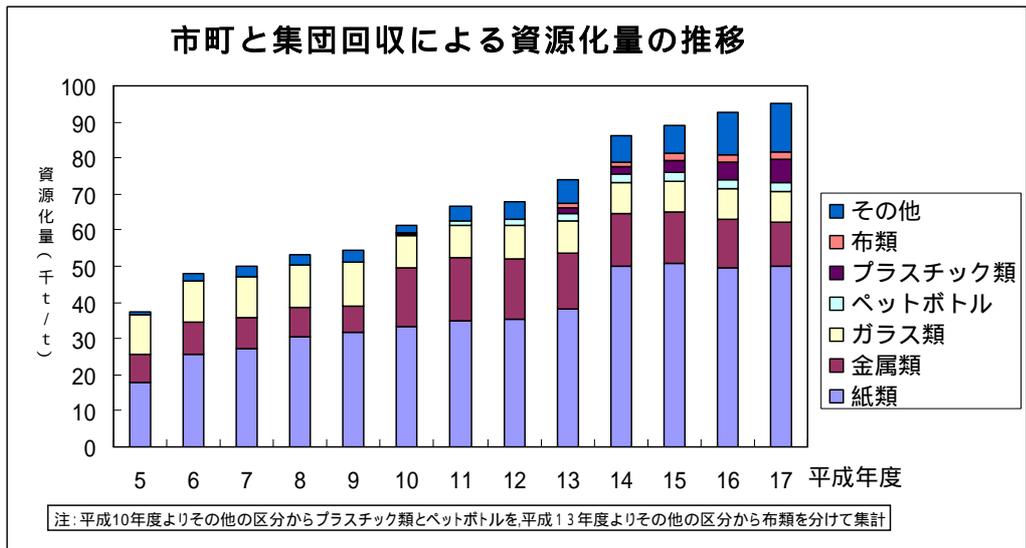
本県の一般廃棄物の総排出量は、平成18年度で約47.6万トンとなっていますが、今後人口の増加が予測されていることから増加することが懸念されます。また、1人1日あたりの排出量(排出原単位)は948gとなっており、ここ数年微減傾向にあります。また、ごみの資源化については、各市町による分別収集の取組等により資源化量は増加しています。

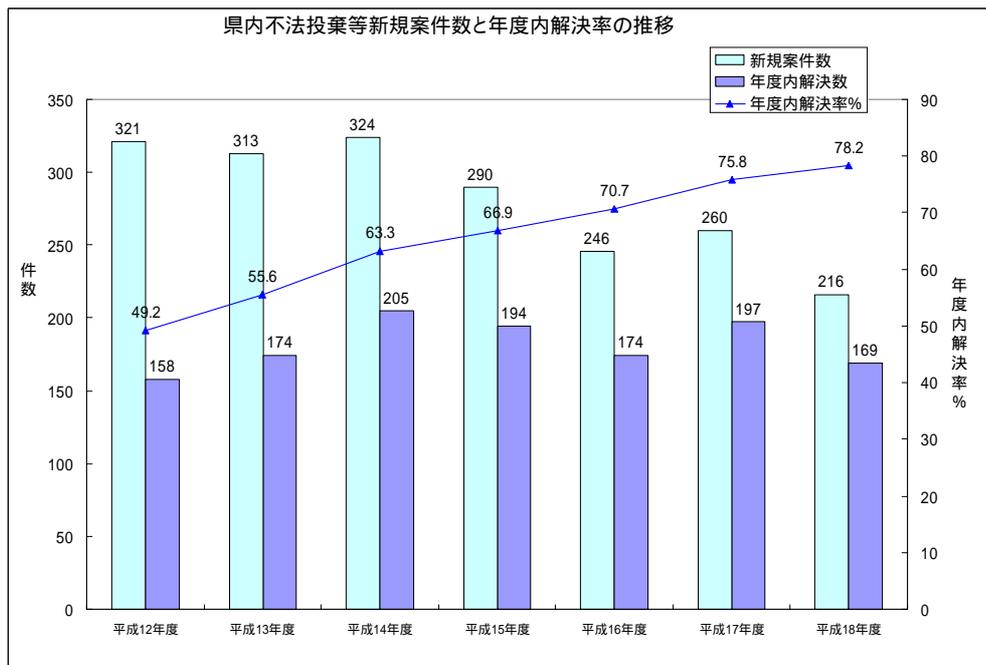
本県の産業廃棄物の総排出量は、平成18年度で403.8万トンとなっており、排出量は近年横ばいの状況で、再生利用量、減量化量とも増加し、最終処分量は平成9年度38.8万トンであったものが、10.3万トンに減少しています。

産業廃棄物の不法投棄等については、新規案件数は減少傾向にあるものの、年間200件あまりの発生が見られます。その年度内解決率は以前の50%前後から、近年では70%台に向上しています。



国では、平成17年度実績の公表データより総排出量の定義を「収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量」から「収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」へ変更しており、この定義を見た場合、平成18年度の県の総排出量は50.5万トン、排出原単位は1,004g、国の排出原単位は1,116gとなる。」





資料：滋賀県循環社会推進課

平成 27(2015)年まで人口増加が予測され、一般廃棄物の排出量の増加が懸念されることから、3R の取組を今後とも推進していく必要があります。

産業廃棄物についても、資源化や不法投棄の防止など適正処理の取組を今後とも推進していく必要があります。

第2章 長期的目標

第1節 目指すべき滋賀の将来像

私たちは、将来世代への責任者として、滋賀の風土や地域資源を活用しながら、持続可能な滋賀への転換を進めていく必要があります。

本計画においては、持続可能な滋賀社会ビジョン（以下、「ビジョン」という。）で示された目指すべき滋賀の社会像に従い、次に示す「持続可能な滋賀社会」の実現を目指すものとします。

【持続可能な滋賀社会】

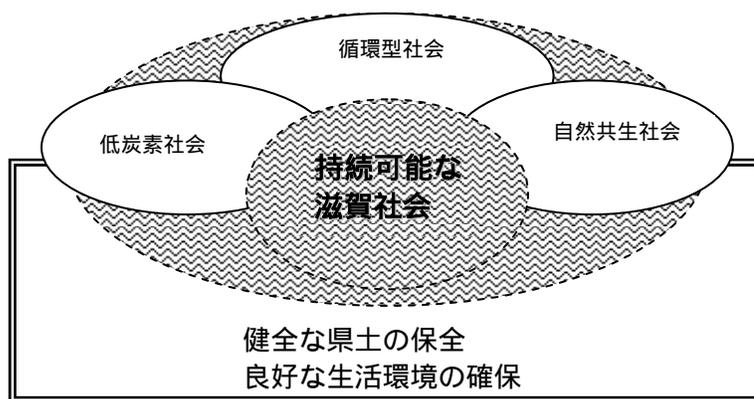
琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会

「持続可能な滋賀社会」には、環境面から見た社会の持続可能性の3つの側面、すなわち、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会」、資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会」、生態系が維持・回復され、自然と人間が共生する「自然共生社会」が、同時に達成され、社会の持続性を阻害する環境的制約が取り除かれていることが求められます。

県の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するにあたっては、長期的視点を持って、これら3つの側面から持続可能な社会の実現を目指すとともに、継続的に健全な県土の保全と良好な生活環境の確保を図っていくことが必要です。

そこで、本計画では、健全な県土の保全と良好な生活環境の確保をしながら、「持続可能な滋賀社会」の実現に向けて、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」という3つの側面の社会の実現を目指すための施策の推進を図っていくものとします。

持続可能な滋賀社会の実現に向けた社会の3つの側面



第2節 目指すべき将来の社会像を実現するための長期的目標

持続可能な滋賀社会の実現に向けて、ビジョンを踏まえた次の2つを長期的目標として設定します。

長期的目標

1. 低炭素社会の実現

2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量(1990年比)が50%削減されている。

2. 琵琶湖環境の再生

琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されている。^{注1}

遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生している。^{注1}

本計画では、「持続可能な滋賀社会」の実現に向けて、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つの側面から、健全な県土の保全と良好な生活環境を確保しながら、関連施策の推進等を図っていくこととしますが、これらの社会の3つの側面は、相互に関連しあっており、ある一つの施策により複数の目的が共に達せられる場合があったり、また逆に、ある側面での環境負荷を削減する施策により、別の側面では環境負荷が増大する場合もあり、こうしたことを総合的に捉えながら、全体として持続可能な滋賀社会の実現に近づけていかなければなりません。

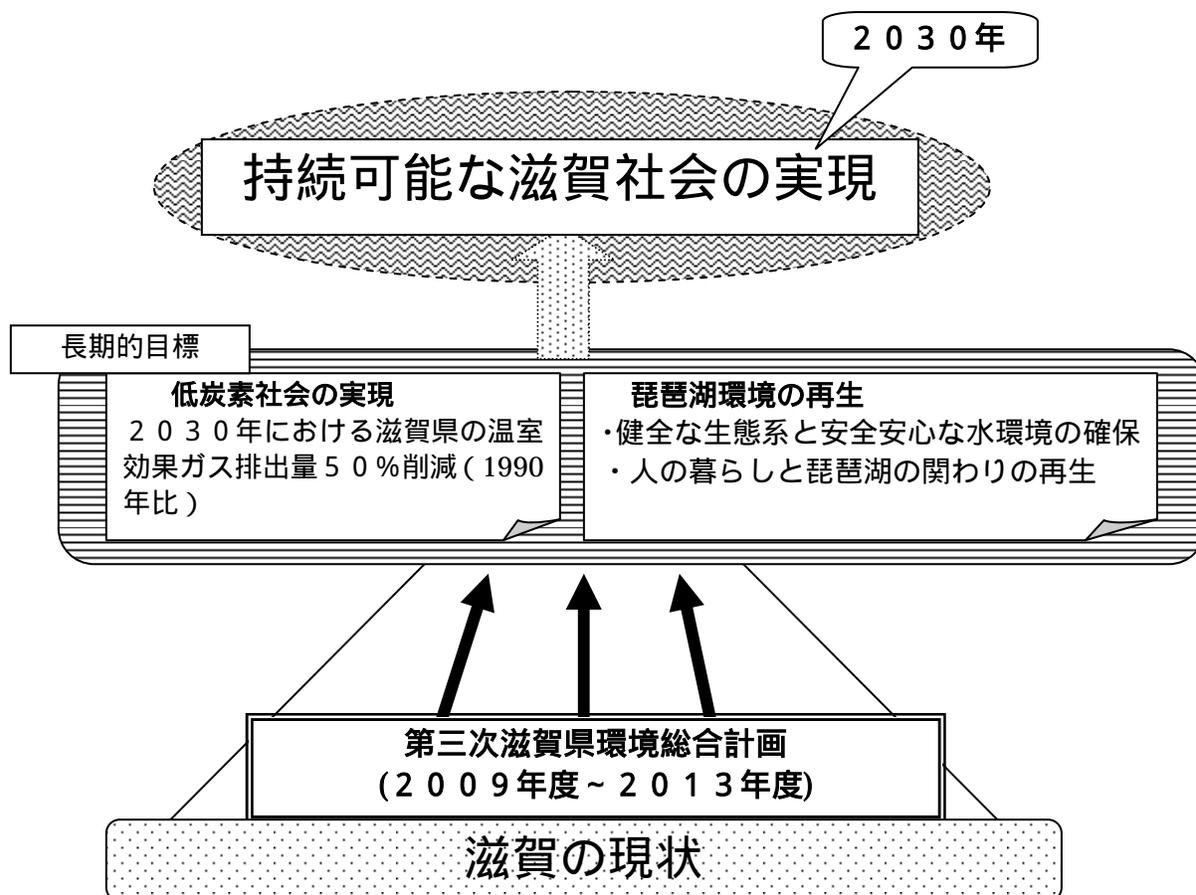
こうした中、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化への対策を取ることは、大局的には省資源・省エネルギー(脱化石燃料)型の社会を強力に推進するものと考えられ、単に温暖化の抑制のみならず、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を資源循環型の社会へ変革していくことにつながるものと考えられます。また、このことは、琵琶湖などの水環境へ流入する汚濁物質の負荷の低減や、工場・自動車の排ガスの改善による大気環境への汚染物質の低減などにも寄与するなど、多くの面で持続可能な滋賀社会の実現に貢献するものと考えられます。

また、琵琶湖の水質や生態系の保全の確保や人々の暮らしと琵琶湖の関わりが深まる施策を講じること、すなわち「琵琶湖環境の再生」をめざすことは、大局的には流域の人々の暮らしや本県の環境の状況を映し出す鏡でもある琵琶湖と人との共生をめざすものと考えられます。このことは、健全な水環境や生態系の保全のみならず、流域の人々の環境配慮行動を高め、廃棄物、大気汚染、温室効果ガス排出といった、日常生活や事業活動の様々な局面でも持続可能な滋賀社会の実現に貢献するものと考えられます。

そこで、本計画では、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」という2つの長期的目標を牽引力として、持続可能な滋賀社会の実現を目指すものとします。

注1) 長期的目標のうち、「琵琶湖環境の再生」の目標については、琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)の第2期計画(計画期間:平成23年度~平成32年度)との連携を図ることとしており、今後、同計画の検討の中で、さらに目標の具体化が図られる予定。

持続可能な滋賀社会の実現に向けた長期的目標



第3節 施策展開に向けての基本的な視点

長期的目標の実現に向け、施策を展開していくにあたっては、ビジョンで示された対策・施策の基本方向の視点を踏まえつつ、次のとおり基本的な視点を定めます。

1. 持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の推進の視点

(1) 対症療法的でなく、総合的な視点で解決を目指します

従来型の社会システムの変革を通して、低炭素社会の実現や琵琶湖環境の再生への取組を進めることは、環境問題の解決を図るばかりでなく、地域福祉の向上や、地域経済の活性化につながるなど、社会全体に影響がおよびます。このため「部分解」に陥ることなく、「全体解」すなわち持続可能な社会の実現のための「最適解」を見いだせるような総合的な取組を進めます。

(2) 様々な政策手法を組み合わせる取組を進めます

持続可能な社会の構築に向けた取組は、県民生活や経済などの幅広い分野に関わるため、目的や対象に応じた様々な施策が考えられます。各種規制や税制・金融政策による誘導策など、個別策として有効な対策・施策を組み合わせることで効果が高まるよう連携を図りながら取り組みます。さらに、持続可能な社会づくりに向けて行動できる人づくりのために、「環境学習」を推進します。

(3) 新たなビジネスチャンスの創出や県民生活の向上を目指します

温室効果ガスの削減や琵琶湖の再生につながる技術革新や県民のライフスタイルの転換を促す仕組みづくりは、新たなビジネスチャンスととらえることができます。持続可能な滋賀社会づくりのニーズを、ビジネスモデルの創造や雇用機会の拡大につなげ、経済発展と県民生活の質の向上を目指します。

(4) 最新の科学技術や伝統的な知恵を活用し、新たな豊かさを創造・普及します

最新の科学技術を活用するとともに、風土に根ざした伝統的な暮らしの知恵を活かし、季節に応じた暮らしぶりの定着を図ります。また、人と人のつながりや、人と自然の共生の中に新たな豊かさを見だし、暮らしの中に根づくよう働きかけます。

(5) 取組が利益となったり、効果が見える仕組みを構築します

県民や事業者の取組が継続し、拡大していくためには、環境配慮行動を選択することを社会的に誘導する仕組みが必要です。取組の努力が経済的・社会的に評価されたり、効果が実感できるシステムを整えていきます。

2. 県民、事業者、市町等との連携による施策の推進の視点

(1) 県民、NPO、事業者等との協働・連携

地域共通の課題である環境問題に対して、自治の担い手である県民、NPO、事業者等が、自主性や主体性を保ちながら取り組みが進められるよう、県は、積極的な情報の公開・提供を行うとともに、行政も含めた各主体が互いに知恵を出し合い力を合わせることができる協働や連携の仕組みを推進します。

(2) 市町との連携・協力

県内市町の合併や市町への権限移譲が進む中、地域に密着した身近な環境問題や地域での環境保全の取り組みについては、住民に最も身近な市町が主体であるという基本的な認識のもと、県は市町域を超えた広域的あるいは全県的な枠組みづくりや調整機能を果たすとともに、市町が自主的自立的にその役割を果たせるよう、必要な技術的支援や連携協力を行います。

(3) 琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力

水、大気、廃棄物、エネルギーといった環境問題の対象となる要素は、県域を超えて移動するなど、他府県等とも深く関わっていることから、環境施策を講じていく上では、広域的な連携を図ることが重要です。

特に、琵琶湖の治水・利水等の観点から、滋賀県の環境保全にも大きな関わりをもつ琵琶湖・淀川流域の関係自治体等と、十分に連携・協力を図り、施策を推進します。

また、琵琶湖の恵みは、県民のみならず、琵琶湖を直接的・間接的に利用する県外の人々にも及んでいることから、琵琶湖の多様な価値や役割、保全の必要性等について、広く県外の人々にも共通理解を図ります。

第3章 持続可能な滋賀社会の実現に向けた環境施策の基本方向

第1節 持続可能な滋賀社会に向けた人育ち・人育て

1. 目指すべき将来（2030年頃）の姿

人々は家族や地域、世代間のつながりを大切にし、交流を深め、支え合いながら生活しています。誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しつつ、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。

クールビズ、ウォームビズや、エコクッキングなどの省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負担が少ないライフスタイルが定着しています。

県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

2. 現行施策の評価と課題

県では、これまで環境学習推進計画の策定や県環境学習支援センターの開設による環境学習の支援体制を確立し、ライフステージに応じた環境学習の充実を図ってきました。こうした県の取組や、県民などの各主体の取組の結果、こどもエコクラブへの参加の拡大や、省エネルギー行動の実践率や県民の買い物袋持参率が高まるなど、環境保全活動の浸透が伺えます。

しかしながら、地球温暖化問題など今日の環境問題の解決や持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりがよりいっそう環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向けた行動につなげていくことが求められています。

3. 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

自らの課題として地球温暖化問題をとらえられるよう、環境教育・環境学習を推進し、地球温暖化への理解と認識を深めるとともに、環境配慮行動の効果が見えるような仕組みとの組み合わせにより、省エネルギー・省資源をはじめとする環境保全のための具体的行動の実践へとつなげ、低炭素社会の実現を図ります。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、地域固有の伝統文化や歴史等の素材、地域の人材を活かした環境教育・環境学習の推進により、自分たちの地域環境は自分たちでよくしていこうという環境自治の気運を高めていくことで、琵琶湖環境の再生を図ります。

1. 目指すべき将来（2030年頃）の姿

誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しつつ、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。

全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。

環境こだわり農業が、県農業のスタンダードとして定着しています。また、安全で高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、県産物へのニーズの高まりに対応し地産地消が進み、農業が魅力豊かな産業として発展しています。

森林資源が見直され、住宅や学校などの公共施設でも木材が使用され、県産材の県内消費が進んでいます。

自家用車に頼らず、バスや自転車等により、身近な移動が手軽にできるよう交通環境が整っています。適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり（都市機能の集約化）が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する気運が高まっています。

企業や大学、研究機関が連携し環境に関わる試験研究や技術開発を展開するとともに、豊富で質の高い人材を育成しています。

2. 現行施策の評価と課題

環境保全活動を行う住民主体の組織体制が整備され、河川流域単位などで地域の特性を活かした取組が展開されていますが、こうした活動が自立した運営となるよう今後も支援していく必要があります。

事業所の環境マネジメントシステムの導入は、全国的にも高い水準にありますが、環境に配慮した取組が経済活動の中で推進されるためには、導入が進んでいない中小事業者への環境マネジメントシステムの普及を促進する必要があります。

環境こだわり農産物の栽培面積が大きく増加するなど、環境と調和した農業への転換が進んでいます。地産地消を推進する上では、さらに生産を拡大する必要があります。

琵琶湖環境科学研究センターでは、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境に関する総合的な試験研究や情報提供などを行っていますが、地球温暖化や琵琶湖流域での環境変化に対応し、これまで以上に社会や行政のニーズに対応した試験研究を進めていく必要があります。

また、人口や産業活動の増大に伴う琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから、琵琶湖の水質保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全に配慮した県土利用を図ることが重要となっています。

3. 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

環境への負荷が少ない移動手段への転換、木材や農産物の地産地消の推進、環境マネジメントシステムの普及などを、まちづくりや地域経済の活性化にもつなげ、県民や企業等の日常生活や事業活動における温室効果ガスを削減し、低炭素社会の実現を図ります。

省エネ技術を開発する産業を振興し、その技術を県内で普及させることにより、温室効果ガスの削減につなげ、低炭素社会の実現を図ります。

持続可能な社会への転換につながる方策や政策手段の調査研究を進め、各種規制や誘導策など様々な政策手法を組み合わせた効果的な取組を検討することにより、低炭素社会の実現につなげます。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

積極的な環境情報の提供や地域住民等と協働した環境保全活動を支援することにより、琵琶湖環境の再生を図ります。

環境への負荷削減技術を用いた農産物の栽培や、水質汚濁防止技術を開発する産業を振興し、その技術を県内で普及させることにより、琵琶湖環境の再生を図ります。

琵琶湖環境科学研究センターをはじめ各試験研究機関の研究成果や資源を有機的に活用し、より緊密な連携を図りながら、課題対応型の研究を進めることにより、琵琶湖環境の再生につなげます。

1. 地球温暖化対策

1. 目指すべき将来（2030年頃）の姿

県内の温室効果ガスの排出量は半減されているとともに、世界中で削減の取組が進展しており、地球全体で温暖化は抑制基調にあります。

全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では、高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています

クールビズ、ウォームビズや、エコクッキングなどの省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負担が少ないライフスタイルが定着しています。

高品質、高効率、長寿命の電器製品や、給湯器等が普及するとともに、ITを活用したHEMS（ホームエナジーマネジメントシステム）の導入や、高断熱仕様や、太陽光などの自然エネルギーを活用した住宅が新築・リフォーム・住み替え時に選択され、省エネで快適な生活空間が実現しています。再生可能エネルギーの活用、身近な公共交通手段を組み合わせた環境負荷の低い交通体系など、温室効果ガスの排出を抑制する省エネ・省資源型社会への転換が進んでいます。

農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。

2. 現行施策の評価と課題

県では、「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を平成18年12月に改定し、平成22年において県域における温室効果ガスの総排出量を平成2年比で9%削減することを目標とし、一定規模以上の事業者到大気環境負荷低減計画の策定を求めるほか、地球温暖化防止活動推進員による地域での啓発活動の推進やエコカーの普及を図るためのエコカーマイスターの認定などを実施してきました。

さらに、平成20年3月には、2030年（平成42年）に県の温室効果ガスの総排出量を1990年（平成2年）比で半減するという目標を含む「持続可能な滋賀社会ビジョン」策定し、長期的な目標について県民や事業者等の各主体との共有を図ることに努めています。

今後、「持続可能な滋賀社会ビジョン」の目標実現に向けて、温室効果ガスの削減につながる効果的な施策の展開を図るため、世界や国の動向も踏まえながら、新たな仕組みづくり、制度づくりが必要です。

新エネルギー導入については、個人が設置した太陽光発電施設に対して余剰分の売電量に応じて助成を行うモデル事業や、地域の特性に応じた新エネルギーの利用を推進するために、産学官の連携による新エネルギーの研究や、バイオディーゼル燃料バスの実証試験を行ってきました。

今後、新エネルギー導入をさらに推進するために、様々な主体が参加しやすい仕組みや、資金的な支援のみでなく新たな仕組みを構築していくことが必要です。

3. 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

効果の実感できる仕組みや経済的な誘導策など、様々な政策手法を組み合わせ、県民、事業者、行政の各主体の温暖化対策の取組を確実に推進し、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進を通じて、新たなビジネスチャンスも創出しながら、低炭素社会の実現を目指します。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

温室効果ガスの排出削減を推進し、省エネルギー・省資源の取り組みを進めることにより、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動の促進を図り、琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減等を図ります。

1. 目指すべき将来（2030年頃）の姿

春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。

琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。

琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。

奥山、里地里山、琵琶湖などの野生動植物の生息、生育空間（ビオトープ）保全・再生ネットワークが図られ、生物の多様性が確保されています。

県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

2. 現行施策の評価と課題

野生動物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生条例」を制定し、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策を推進するとともに、有害鳥獣については特定鳥獣保護管理計画も策定するなどして対策を進めていますが、依然として被害が発生しています。

里山、田園、河川、水辺など様々な場所での生態系の保全・再生に向けた取組については、琵琶湖における外来魚の推定生息数が減少するなど一定の成果を上げていますが、水草の大量繁茂など新たな課題も顕在化しており、今後も取組を継続していく必要があります。

また、「琵琶湖森林づくり条例」に基づき、森林の多面的な機能が持続的に発揮されるように環境重視と県民協働という視点に立った森林づくりを進めていますが、地球温暖化問題への対応という面からも、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理が望まれています。

3. 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

県産材の利用拡大や、県民等との協働も含めた森林や里山の適正な管理を通じて、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能を十分に発揮させ、温室効果ガスの削減を図ります。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

人と自然のかかわりの回復の視点を持って、内湖や砂浜、ヨシ群落など湖辺の生態系を保全・再生し、琵琶湖固有の魚類等が生息・生育できる環境を整備することにより、琵琶湖環境の再生に努めます。

森林や里山の適正な管理を進め、森林の持つ水源かん養機能や水質浄化機能を高めることにより、琵琶湖の水質保全を図ります。

1. 目指すべき将来（2030年頃）の姿

春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。

琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。

都市部では、住宅・商店などが集約されたり計画的な住宅立地が進むことにより、まとまったオープンスペースが生まれ、身近に自然と触れ合える緑地や親水空間が計画的に配置されたり、家庭菜園が営まれるなど、快適な都市空間が実現しています。

農村部では、農業や林業の健全でかつ持続的な生産活動を通して豊かな県土が保全され、美しい田園・里山景観が維持されています。

歴史や文化、自然など地域固有の資源を活かした観光が発展しています。

歴史文化などを観光資源として活かしたまちづくりが進んでいます。

2. 現行施策の評価と課題

景観法および風景条例に基づき景観形成の取組を推進するとともに、湖国風景づくり宣言や滋賀県景観計画を策定し、琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある景観形成を進めています。今後、景観行政団体となる市町が増加していくと考えられることから、地域の特性に応じた景観形成を尊重しつつ、県土の一体的な景観保全を図るため、県と関係市町との連携を十分に図っていく必要があります。

また、県内にある多くの貴重な文化財や伝統文化等を県民が身近に親しみ、潤いある生活創造に活かせるよう、積極的な保存と活用が求められています。

3. 施策の方向

「琵琶湖環境の再生」に向けて

先人から受け継いだ美しい湖国の風景を守り育てていくことを通じて、健全な生態系を確保することや、人の暮らしと琵琶湖の関わりを再生することにより、琵琶湖環境の再生を図ります。人と水が関わってきた歴史や文化を守り育てるとともに、学びの場として活用し、水と共存することの大切さへの気づきを促すことで、琵琶湖環境の再生につなげます。

4. 水・土壌環境

1. 目指すべき将来（2030年頃）の姿

琵琶湖は固有種を含む在来種でにぎわい、漁獲量が増加しています。

琵琶湖で泳いだり、美しい水辺に集うなど、琵琶湖は人々が憩い、リフレッシュできる場として高い価値を保持しています。

農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。

快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。

2. 現行施策の評価と課題

生活排水対策や農業排水対策などを講じてきたことにより、琵琶湖への流入負荷量の削減は進んでいます。今後は流入負荷量の削減による琵琶湖の水質改善効果の検証やBODとCODの乖離現象を解明し、水質と生態系を健全な形で維持・再生していくための効果的な保全策に結びつけていく必要があります。

さらに、地球温暖化の進行が懸念される中、北湖底層部の低酸素化現象など、気候変動による琵琶湖水質や生態系への影響を把握する必要があります。

また、水源かん養機能など森林の持つ機能を活かすために、除間伐を必要とする森林の整備を重点的に進めています。しかし、林業の低迷により放置された森林が増加しており、環境を重視した森林づくりについて、一層の理解を図る必要があります。

3. 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

最新の省エネルギー技術を活用して水処理を進めるなど、琵琶湖への流入負荷削減対策をより効率的に進めることにより、低炭素社会の実現を図ります。

間伐などの森林施業を適切に実施し、災害の防止や水源かん養の機能とともに二酸化炭素吸収源として機能する森林を維持し、低炭素社会の実現を図ります。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

最新の科学的知見を活用し、農地や路面等の面源および工場等の点源から琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減対策等を推進し、琵琶湖の水質保全を通じて、琵琶湖環境の再生を図ります。

森林や農地の適正な整備や管理等を実施することにより、災害の防止や水源かん養の機能とあわせて水質浄化機能を効果的に発揮させることで、琵琶湖環境の再生を図ります。

1. 目指すべき将来（2030年頃）の姿

琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。

公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより、誰にとっても、安全でゆとりある、まちづくりが進んでいます。

快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。

自家用車だけに頼らず、鉄道やバス、乗り合いタクシーなどの公共交通機関などにより、身近な移動が可能になっています。

2. 現行施策の評価と課題

滋賀県の大気汚染の状況は、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）は、全ての測定地点で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準が達成されておらず、近年は毎年、光化学スモッグ注意報が発令されています。今後は大気環境について、モデルによるシミュレーション等の実施や大気自動測定局の配置等を行い、大気状況の面的把握を行う必要があります。

また、「びわこ横断エコバス」の運行や「鉄道版エコ交通モデル」の確立に向けた各地域の取組により、エコ交通に対する理解と気運の醸成を図ることが出来ました。今後は交通事業者・関係団体・関係市町等との連携を強化し、これまでの取組を「エコ交通モデル」として、全県的に展開していく必要があります。

P R T R法に基づく化学物質の排出量は、年々低下傾向はみられるものの、事業所からの届出排出量では、工業県である本県の特徴を反映し、全国の約2.0%と、面積や人口規模からすると比較的多い傾向にあります。このため、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進などにより、環境中に放出される化学物質量の削減を促進する必要があります。

3. 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

産業用ボイラー等の燃料転換などにより、工場や事業場における大気汚染物質削減と温室効果ガスの削減を一体的に進めます。

自動車利用から公共交通機関や自転車への利用転換が、利用者にとってメリットとなるような仕組みづくりを通じて低炭素社会の実現につなげます。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

工場や事業場における大気汚染物質削減や化学物質等の適正な管理を促進することにより、降雨等を經由した琵琶湖への負荷を削減し、琵琶湖環境の再生を図ります。

1. 目指すべき将来（2030年頃）の姿

クールビズ、ウォームビズや、エコクッキングなどの省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負担が少ないライフスタイルが定着しています。

資材の調達・加工・流通・消費が地域内で循環する割合が高まるとともに、コミュニティビジネスなど地域に密着した事業が活発となっています。

資源・分別回収が徹底されています。また、農村部を中心に生ごみの資源化が定着しています。

廃棄物の発生の抑制と資源化の仕組みが確立し、資源循環を進めています。

2. 現行施策の評価と課題

一般廃棄物については、県民1人が1日に出すごみの量はここ数年微減傾向にあり、当面は人口増に伴う総排出量の増加が懸念されます。また、リサイクルも進んではいるものの、大きくは進展していません。

一方、産業廃棄物については、県は産業廃棄物税条例の施行や、リサイクル製品の認定制度、資源化情報サイトの開設など資源の有効利用の支援施策を実施してきたところ、事業者の自主的なゼロ・エミッションの取り組みや廃棄物のエネルギー利用が進んだこともあり、資源化されない産業廃棄物の量は大きく減少してきています。また、下水道の進捗に伴う汚泥の増加が見込まれますが、引き続きエネルギー利用も含めた有効利用を推進していく必要があります。

また、新たな不法投棄等不適正処理件数は年々減少傾向にあり、新規事案の年度内解決率も向上しているものの、現在も年間200件あまりの新規案件の発生が見られます。

今後、さらなる循環型の社会の構築を目指して、廃棄物の3R（発生抑制、再利用、再生利用）の取り組みを一層推進するとともに、廃棄物の不法投棄など不適正処理の未然防止や早期改善に向け適切に対応していく必要があります。

3. 施策の方向

「低炭素社会の実現」に向けて

廃棄物の排出量の削減により、削減分に係る輸送や焼却等の温室効果ガスの排出削減を図るほか、廃棄物のリサイクルの推進により、熱利用の図られない焼却量や最終処分量の減量化を通じて、化石燃料の消費量削減や温室効果ガスの発生抑制を図るなど、廃棄物の3Rを推進することにより低炭素社会の実現を目指します。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

ごみのポイ捨てや不法投棄など、不適正処理の未然防止や早期改善に取り組むことにより、快適な景観の維持を図ります。

第5章 計画の円滑な推進

各主体の参画と連携

本計画に掲げた各種施策の方向に基づき施策を効果的に展開し、長期的な目標を達成するためには、県民、事業者、行政などあらゆる主体が協働により連携して取り組む必要があります。

とりわけ県では関係する部局の連携のもとに取り組み、総合的な視野に立って計画の推進に努めていきます。

関係諸計画への確実な位置付け

本計画に掲げた各種施策の方向に基づき施策を効果的に展開し、長期的な目標を達成するために、環境関係の条例や計画のみならず、土地利用、産業振興、住宅政策、農林水産業政策、交通政策などに関する条例や計画においても、本計画の基本的考え等を反映させていくものとします。

指標の検討

本計画の長期的目標に対しての進捗を表す適切な指標や、環境の状態を把握できるデータ群の整備を行い、県ホームページや環境白書等を通じて定期的に公表することを検討します。

計画の進行管理

今後も社会情勢に大きな変化が予想される中で、本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム(計画(PLAN) - 実施(DO) - 評価(CHECK) - 反映(ACTION))」によって進行管理を行い、本計画の目標達成に向けた継続的改善ができるようにします。

計画の点検・評価等については、その結果等について、環境白書やホームページ等を活用して広く公表するとともに、県民、事業者等から意見・提言を求めます。

計画の見直し

計画は、適宜見直しを実施することとし、見直しの際には社会経済情勢の変化への対応とあわせ、点検・評価結果を計画の改善に反映することとします。